

2 0 2 0 年 度

第72回 事業報告書

〔 2020年4月1日より
2021年3月31日まで 〕

I	2020年度の協会の主な活動状況	1
II	会 合	38
III	例会議題	51
IV	要望決議事項	55
V	研 修	61
VI	共同事業・受託業務	64

I 2020年度の協会の主な活動状況

1. 持続可能なビジネスモデルの確立

(1) 金融仲介機能の発揮を通じた地域経済の活性化への貢献

A. 中小企業等への金融仲介機能の質の向上

(a) 包括担保法制の検討

金融庁は、2020年11月、「事業者を支える融資・再生実務のあり方に関する研究会」を設置し、12月に包括担保法制の制度イメージ等を盛り込んだ論点整理を公表した。

当協会は、本検討に際し、協会運営会議行や融資部会等において実務面からの意見や質問を取りまとめ、金融庁に提出したほか、2021年1月に同論点整理に関する説明会を開催した。

(b) コロナ禍を踏まえた自然災害ガイドラインの特則の検討

全銀協、日弁連、東日本大震災・自然災害被災者債務整理ガイドライン運営機関は、2020年10月、新型コロナウイルス感染症の影響により既往債務の弁済が困難となった個人・個人事業主を自然災害ガイドラインの対象に追加するための特則を制定した。

当協会は、本特則の検討に際し、協会運営会議行や融資部会において、モラルハザード防止の観点から、対象債務の範囲や被災者が手元に残すことができる自由財産の考え方等に関する意見を取りまとめ、提出した。

(c) 経営者保証ガイドラインの活用状況調査

全行アンケートにより、「経営者保証に関するガイドライン」の活用状況や「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」（2019年12月公表）への対応状況等を取りまとめ、2021年3月、会員銀行へ還元した。

B. 企業のライフステージに応じたコンサルティング機能の強化

(a) 事業承継、M&A支援

地域の中小企業における経営者の高齢化、後継者不足問題の深刻化等を踏まえ、法人業務部会において、取引先への事業承継、M&A支援に関する行内体制整備のあり方、地域の外部専門家との連携等について検討し、2020年

6月、報告書「地方銀行における事業承継支援・M&Aの取組みについて」を取りまとめ、会員銀行に還元した。

(b) 人材マッチング

2018年3月の「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の一部改正により、会員銀行において人材紹介業務への関心が高まっていることを踏まえ、法人業務部会において、人材紹介業務への参入方法、行内体制整備のあり方等について検討し、2020年6月、報告書「地方銀行における人材紹介業務の取組みについて」を取りまとめ、会員銀行に還元した。

また、内閣府の「先導的人材マッチング事業」、金融庁の「地域企業経営人材マッチング促進事業」に対する会員銀行の理解や取組推進に資するため、2020年10月、2021年2月にまち・ひと・しごと創生本部事務局および金融庁の担当官を招いた説明会を開催した。

さらに、会員銀行における高度外国人材（高い語学力やITスキル等の専門知識を有する人材）を取引先へ紹介する取組みに関する先進事例を取材し、情報提供を行った（2020年10月「最近の業務・企画動向メモ」）。

(c) 海外進出支援

会員銀行の国際業務の動向および取引先の海外展開支援業務に関するアンケート結果（2020年9月）、地方銀行海外拠点に関するアンケート結果（2020年6月）を会員銀行に提供した。

また、中小企業に対する海外展開支援に係る実務能力向上等を目的として、2021年3月に「取引先の海外展開支援業務に関する全行打合せ」を開催したほか、会員銀行における外部機関等と連携した海外展開支援の取組みに関する先進事例を取材し、情報提供を行った（2021年1月「最近の業務・企画動向メモ」）。

さらに、2010年12月に金融庁・財務省・経済産業省が策定した中小企業等の海外進出支援施策に基づき、日本貿易振興機構（JETRO）の国内外拠点への会員銀行の行員派遣（2020年10月、2021年4月派遣開始分）に向けた連絡・調整を行い、6行6名を派遣した。

C. 地方創生への積極的な取組み

(a) 地方創生の取組み支援

会員銀行における地方創生への取組みに資するため、「まち・ひと・しごと

創生基本方針 2020」(2020年7月)、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(2020年改訂版)など政府の地方創生に係る諸施策について会員銀行に情報提供を行った。

また、内閣府が公表した「地方創生への取組状況に係るモニタリング調査結果～地方創生に資する金融機関等の『特徴的な取組事例』～」(2020年5月)を会員銀行に連絡するとともに、2020年6月、地方銀行分の同調査結果を取りまとめ、会員銀行に還元した。

さらに、個別行における地方創生への取組事例として、会員銀行における大学発ベンチャー支援の取組みを取りあげ、情報提供を行った(2020年12月「最近の業務・企画動向メモ」)。

(b) 先導的人材マッチング事業等に関する支援

第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(2019年12月)に基づき、地域金融機関等が人材マッチングを通じて地域企業の成長戦略をサポートする取組みの推進策として、2020年4月、内閣府において「先導的人材マッチング事業」が導入されたことから、同事業における対象事業者の募集・採択について会員銀行に情報提供を行った。

また、同事業および金融庁の「地域企業経営人材マッチング促進事業」に関する会員銀行の理解促進や取組みに資するため、2020年10月、2021年2月にまち・ひと・しごと創生本部事務局および金融庁の担当官を招いた説明会を開催した。

さらに、政府の地方創生関連の主な人材支援施策を公務・地方創生部会で取りまとめ、会員銀行に情報提供を行った。

(c) 地域密着型金融の取組みの公表

会員銀行の「地域密着型金融」の取組み等を対外的にアピールするため、2020年11月、会員銀行における地域企業のライフステージに応じた支援状況を取りまとめ、ホームページに掲載した。

(d) その他の取組み

政府が「観光先進国」実現のための施策の1つとして、古民家等の歴史的資源を活用した観光まちづくりを推進している中で、地方銀行には、案件の発掘、資金供給、地方自治体と連携した支援等の積極的な関与が期待されて

いる。これを踏まえ、2017年5月より、会員銀行における古民家等歴史的資源の活用事例の公表を開始しており、2021年3月末までに39事例をホームページに掲載した。

また、地方銀行における地域商社の設立が増加していることを踏まえ、ホームページに会員銀行が関与する地域商社を紹介するコーナーを新設する方向で、準備を開始した（2021年5月開設予定）。

(2) 多様な顧客に応じた金融商品・サービスの提供

A. 顧客本位の業務運営（フィデューシャリー・デューティ）の確立と定着

(a) 「顧客本位の業務運営に関する原則」の改訂への対応

金融庁は、2020年8月に公表された金融審議会「市場ワーキング・グループ」報告書を踏まえ、「顧客本位の業務運営に関する原則」の改訂や、関係府令の改正等を行ったが、その際のパブリックコメント手続きにおいて地銀界の意見を提出した。

また、本原則の改訂版では、金融商品取引業者は、顧客にとって分かりやすく、各業法の域を超えて多様な商品を比較することが容易となるよう、「重要情報シート」が積極的に用いられることが望ましいとされたことから、関係業界団体と連携しながら、会員銀行における重要情報シートの導入準備を支援した。

(b) N P S[®]アンケートの実施

会員銀行が「顧客本位」の視点で持続可能なビジネスモデルの構築に取り組む中、顧客の声を聴取し、施策に活かすことの重要性が高まっている。こうした取組みを支援するため、昨年度に引き続き、希望行を募り、2020年10月～12月に個人顧客向けのN P S[®]（注）アンケートを共同実施し、2021年3月、その結果を参加銀行に還元した。

（注）N P S[®]（Net Promoter Score）は、家族や友人等に企業の担当者や商品を勧めてくれる度合いを定量的に計る指標。ベイン・アンド・カンパニー、フレッド・ライクヘルド、サトメトリックス・システムズの登録商標。

B. 安定的な資産形成・資産承継ニーズへの対応

会員銀行における「職場つみたてN I S A」の普及促進の取組みに資するため、2020年8月、投資信託協会との共催で「職場つみたてN I S Aの普及促進に係るオンライン説明会」を開催し、金融庁担当官からの説明を聴取するとと

もに、金融庁と参加者間で意見交換を実施した。

C. 多様な銀行利用者に応じた金融サービスの提供

(a) 高齢社会における金融サービスのあり方

人生 100 年時代を迎え、会員銀行において高齢顧客向けの商品・サービスの拡充が急務となる中、個人業務部会において、高齢顧客のニーズの多様化に対応した商品・サービス、推進体制のあり方について検討し、2020 年 6 月、報告書「人生 100 年時代を起点とした地銀のリテールビジネスの方向性」を取りまとめ、会員銀行に還元した。

また、全銀協は、2021 年 2 月、認知判断能力や身体機能が低下した顧客への対応等の参考として「金融取引の代理等に関する考え方および銀行と地方公共団体・社会福祉関係機関等との連携強化に関する考え方」を取りまとめた。当協会は、本取りまとめに際し、協会運営会議行や個人業務部会において検討を行い、全銀協に地銀界の意見を伝えるとともに、同資料に掲載する好事例の提供等を行った。

(b) 高齢福祉団体・障がい者団体等と金融機関関係団体との会合への参加

高齢者および障がい者の消費者トラブル防止等を目的に、2020 年 10 月、高齢福祉団体、障がい者団体のほか、金融機関関係団体等を構成員とする「高齢消費者・障がい消費者見守りネットワーク連絡協議会」が開催され、当協会より地方銀行における高齢者・障がい者対応の取組状況について報告した。

(c) 保佐・補助類型を対象とする支援預貯金

金融庁等の関係省庁および業界団体等による「成年後見における預貯金管理に関する勉強会報告書」（2018 年 3 月）において中長期的な検討が望まれる仕組みとされた「保佐・補助類型を対象とする支援預貯金」に関し、その導入に向けた論点について内為・事務管理部会で検討を行い、「成年後見における預貯金管理に関する勉強会フォローアップ会議」に地銀界の意見等を提出した。

(d) 預金口座に係る手数料に関する研究

わが国において、デジタル取引の推進や口座の不正利用防止のための未利用口座の削減、預金取引に係る最低限のコスト負担を求める等の観点から、預金口座に係る手数料導入の動きが広がっている。

こうした状況を踏まえ、企画部会において、外部有識者からの講演聴取等

を通じて、国内外の事例や手数料に関する法的論点等について研究し、2021年2月、その結果を会員銀行に提供した。

D. 適切な個人向け与信の管理・運営

全銀協は、全国銀行個人信用情報センターの次期システム（2022年5月稼働予定）において、銀行カードローン利用者の総債務把握スキームを実現する予定であり、2020年12月、次期システムの開発費、運用保守費を支弁するための新たな照会料単価、年会費の考え方を決定した。

当協会は、照会料単価、年会費の考え方の見直しの検討に際し、会員銀行の負担増を抑制する観点から、協会運営会議行を中心に検討を行い、地銀界の意見を反映した。

(3) デジタイゼーションの取組み

A. 新たなビジネスの創出

(a) デジタルトランスフォーメーション（DX）に関する研究

デジタル化により、商品・サービスの高付加価値化や業務の効率化を図る動きがグローバルかつ幅広い産業分野で進みつつある。また、新型コロナウイルス感染対策により、非対面・非接触が重要視されてきている。地方銀行としても、デジタイゼーションに積極的に取り組んでいく必要があり、デジタイゼーションを、デジタル化を通じたビジネスモデルの変革（デジタルトランスフォーメーション（DX））への手掛かりとしていく視点も重要である。

こうした状況を踏まえ、当協会は、基本問題調査会の2020年度検討テーマとしてDXを取りあげ、外部有識者からの講演を基に、わが国の金融機関のDXの現状と課題、諸外国の動向等について研究した（2021年6月取りまとめ予定）。

また、会員銀行におけるDXの推進の検討の参考に資するため、地銀協月報に専門家の解説を掲載した（2020年9月号「DX（デジタルトランスフォーメーション）」）。

(b) オープンAPI

2018年6月施行の改正銀行法により定められた参照系電子決済等代行業者の銀行との契約締結義務については、2020年4月30日に公布・施行され

た政令・府令により、①契約締結の猶予期限日を本年5月31日とすること、②契約締結の意向を示していたにもかかわらず、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、契約の締結が同日までに間に合わないものについて、期限日を本年9月30日まで延長することとされた。

当協会は、こうした動きについて、会員銀行に適時に情報提供を行った。

B. 決済サービスの高度化

(a) 次世代資金決済システムに係る検討

全銀ネットは、2020年5月より、「次世代資金決済システムに関する検討タスクフォース」(当協会は会長行、事務担当副会長行が参加)において、資金移動業者の全銀システムへの参加、多頻度小口決済サービス等について検討を行い、12月、全銀システム加盟資格の資金移動業者への拡大(2022年度中目途)、ことらプロジェクト(都銀5行による小口決済インフラ構想)の2022年度早期の稼働を提言する報告書を公表した。当協会は、こうした状況について、適時に会員銀行に情報提供を行うとともに、同タスクフォースの検討に際し、協会運営会議行やIT・決済関連業務部会の意見を取りまとめ、地銀界の意見を反映した。

(b) 手形・小切手機能の全面電子化

全銀協は、わが国企業を巡るDXに向けた課題や新型コロナウイルス感染症への対応に向けた書面・押印・対面手続の見直しに関する社会的要請を踏まえ、2021年3月、手形・小切手機能の2026年度における「全面的な電子化」を目標とした今後の取組みに関する報告書を公表した。本目標の実現のため、今後、金融業界における「約束手形の利用の廃止等に向けた自主行動計画」の策定に向けた検討が行われる予定であり、当協会は、本検討に際し、地銀界の意見の反映に努めていくこととした。

また、中小企業庁の報告書「約束手形をはじめとする支払条件の改善に向けた検討会」(2021年3月)において、中小企業の資金調達に係る課題の1つとして、安心して利用できるファクタリングサービスの提供が掲げられたこと等を踏まえ、オンライン型ファクタリングサービスの先進事例を取材し、情報提供を行った(2021年3月「最近の業務・企画動向メモ」)。

(c) 税・公金収納の効率化・電子化に向けた検討

政府における行政手続きのデジタル化の議論が本格化する中、会員銀行が地公体の出納事務のデジタル化に向けた働きかけを行うための参考資料とするため、公務・地方創生部会において、地公体の出納事務の現状と課題、政府および関係各方面におけるデジタル化施策の検討状況、地公体の出納事務のデジタル化に向けた具体的な対応策を整理し、2021年2月、報告書「地公体の出納事務のデジタル化に向けて」として取りまとめ、会員銀行に還元した。

また、政府の規制改革推進会議「投資等ワーキング・グループ」における地方税収納等の効率化・電子化に向けた議論を関係省庁・全銀協等と連携してフォローするとともに、2021年2月の同ワーキング・グループ第8回会合において、当協会から地方銀行における非効率な窓口収納の実態とその解決策としての納付書へのQRコード印字による社会的なメリットについて説明した。

さらに、2021年3月、当協会を含む金融8団体の連名により、総務大臣に対して、地方税収納等の経費負担の見直しの促進および窓口収納業務の効率化・電子化の推進に関する要望書を提出した。

このほか、地方公金の電子納付等の推進に関する全行アンケート（2020年6月）、公金業務の経費徴求状況等に関する全行アンケート（2020年6月）を実施し、その結果を会員銀行に還元したほか、「公務問題研究会」（2021年1月）において、先進行の取組事例について講演を聴取するとともに、各行の取組状況について担当者間で情報交換を行った。

(d) 電子記録債権の利用促進等

でんさいネットは、2021年2月、「第3次中期事業計画の2020年度アクションプラン」に基づき、次期システムにおける最短取引期間の短縮および債権金額下限の引下げに向けた開発の実施を決定したほか、でんさいの新規利用者を対象に利用料金を一部キャッシュバックするキャンペーンを実施することを決定した。当協会は、これらの検討に際し、法人業務部会において検討を行い、地銀界の意見を反映した。

また、会員銀行の電子記録債権の利用促進を図る観点から、2020年11月に「でんさいの利用促進に関する全行打合会」を開催し、でんさいネット、メガバンクより、利用促進の取組みについて講演を聴取した。

(e) 電子交換所設立に向けた検討

全銀協は、2022年の電子交換所の設立を目指し、電子交換所システムの開発、関係規則・細則の制定、QRコード付き統一手形・小切手用紙の規格・様式の制定、その他の実務上の課題について検討を進めている。

当協会は、これらの検討に際し、内為・事務管理部会および事務システム部会の意見を取りまとめ、全銀協に提出した。また、会員銀行における事務・システム面の対応等を支援する観点から、電子交換所設立に向けた準備状況等に関する全行アンケート（2020年8月）を実施し、その結果を会員銀行に還元した。

(f) 保証手続きのデジタル化に向けた検討

新型コロナウイルス感染症に係る無利子・無担保融資において、信用保証協会との書面のやりとりが迅速な貸付実行の妨げになっているとの問題意識から、2020年7月より関係省庁、民間金融機関、全国信用保証協会連合会等の間で押印レス化、クラウドシステム構築による書面レス化の検討が開始され、当協会も議論に参加した。

その結果、2021年4月より、信用保証申込書類における押印が不要化されるとともに、クラウドシステムの構築についても引き続き検討が行われることとなった。

C. キャッシュレス化の推進

(a) Bank Pay の推進に向けた検討

会員銀行におけるBank Payの導入等を支援する観点から、2020年8月に「Bank Payのグランドリリースに向けた全行説明会」を、2021年1月に「Bank Payの事業計画等に関する全行説明会」を開催した。

(b) 「キャッシュレス決済の現状と課題」の取りまとめ

2018年度上期の基本問題調査会の取りまとめ「キャッシュレス社会と地方銀行」を受け、2019年4月、当協会は、「キャッシュレス決済ワーキング」を設置した。

同ワーキングは、地域におけるキャッシュレス決済の推進、データ利活用等の課題について、外部講師による講演や委員行の取組事例等に基づき検討を行った。2020年6月、同ワーキングにおける検討や委員行を対象としたア

ンケート結果等を踏まえ、地方銀行がキャッシュレス決済に取り組むうえで直面する課題を改めて整理し、「キャッシュレス決済の現状と課題」として取りまとめ、会員銀行に還元した。

D. 書面・押印・対面手続きの見直し

規制改革推進会議の「規制改革推進に関する答申」(2020年7月)において、「種々の金融関連手続きについて、金融業界と連携して検討を行う場を設けた上で、業界全体での慣行の見直しを行い、書面、押印、対面の不要化や電子化を促進する」とされた。これを受け、金融庁は、2020年6月、銀行業界・保険業界・証券業界・信託業界等をメンバーとする「金融業界における書面・押印・対面手続きの見直しに向けた検討会」を設置して検討を行い、2020年12月、金融機関と顧客間の手続きに焦点を当てた「書面・押印・対面手続きの見直しに向けた論点整理」を公表した。

当協会は、会員銀行における取組みを支援する観点から、事務専門委員会・事務研究会(2020年10月)においてメガバンクの先進的な取組みに関する説明を聴取した。

また、同論点整理において、各業界団体が会員金融機関に書面・押印・対面を求めている手続きについても見直しが期待されていることを踏まえ、当協会が会員銀行に書面・押印・対面を求めている手続きの洗い出しを行うとともに、関係先と調整しながら見直しに向けた対応について検討を開始した。

(4) 環境変化に対応した効率的なチャネル戦略

A. コロナ禍におけるデジタルチャネル等の活用

コロナ禍における顧客との非対面での営業活動(電話やメール、テレビ会議システム)の実施状況について、全銀協が実施した『感染症対策にかかる業務継続計画(BCP)に関する考え方』の策定に向けたアンケート調査」を基に、会員銀行の取組状況を取りまとめ、2020年12月、会員銀行に還元した。

また、企画部会において、顧客等とのテレビ会議システムの活用状況について情報交換を行った。

B. 地域活性化のための店舗等不動産の有効活用

地域活性化および銀行業務効率化の観点から、銀行の店舗等の保有不動産の

有効活用を目的として、当協会は、2020年11月、銀行の保有不動産の賃貸の柔軟化、銀行持株会社による保有不動産の賃貸の解禁を求める要望を内閣府に提出した。

また、会員銀行の地域活性化への取組みの参考とするため、会員銀行における保有不動産の外部賃貸事例を収集し、2020年12月、会員銀行に還元した。

このほか、企画部会において、「地域金融機関のアセットを活用したテレワーク推進およびオフィスの地方分散化に向けた取組み」をテーマに、外部講師より講演を聴取した。

(5) 地域経済の維持・活性化に資する規制改革要望

全行アンケート結果を踏まえ、①業務範囲規制の見直し、②議決権保有制限（いわゆる5%・15%ルール）の見直し、③銀行グループの保有リソースの最大活用、④デジタル化の推進、⑤顧客の利便性向上等の観点から、2020年11月、全41項目（新規18項目、継続23項目）からなる2020年度規制改革・行政改革要望（詳細は後述IV3. 規制改革・行政改革要望）を取りまとめ、内閣府へ提出した。

また、金融審議会の下部に設置された銀行制度等ワーキング・グループにおいて、銀行の業務範囲規制の見直し等に関する検討が行われたため、当協会は、第4回会合（2020年10月開催）において、地銀界の地域密着型金融の取組みや、同ワーキング・グループの検討に対する当協会としての要望等について説明した（詳細は後述3.(1)A(a)）。

2020年12月に同ワーキング・グループが取りまとめた報告書には、一定程度、当協会の要望が取り入れられ、2021年3月、第204回国会に同報告書を踏まえた銀行法等改正法案が提出された。

2. 経営管理の強化

(1) マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策（AML/CFT）への対応

マネロン等対応ワーキング・グループにおいて、金融庁の「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえたリスクベースアプローチに基づく継続的顧客管理の課題や対応策等を検討し、その取りまとめ結果を会員銀行に還元した（2020年4月、2021年3月）。

また、2020年10月、金融庁より「顧客情報の更新～簡素な顧客管理との関係及び顧客対応について～」に関する講演を聴取し、講演要旨を会員銀行に還元した。これらの検討と並行して、会員銀行の継続的顧客管理業務を支援する「顧客情報登録プラットフォーム」の構築に向け、要件定義やベンダー選定等の検討を行った。

さらに、2020年12月、金融庁が同ガイドラインの一部改正案をパブリックコメントに付したことから、改正案に対する地銀界の意見を取りまとめ、金融庁に提出した。

(2) 金融取引の安全性向上

A. サイバーセキュリティの強化

当協会は、金融庁の依頼を受け、2020年6月、①東京オリパラ大会に向けたサイバーセキュリティ対策に関する一斉調査の概要等、②金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習（DeltaWall IV）の結果、③新型コロナウイルス感染症によるIT・サイバーセキュリティへの影響に関する資料を会員銀行に周知するとともに、会員銀行から寄せられた質問等に対する金融庁の回答を情報提供した。

また、「システム問題研究会」（2021年2月）において、金融機関におけるサイバーセキュリティ対策の最新動向等について外部有識者より講演を聴取した。

B. 資金移動業者の決済サービスを通じた不正出金への対応

資金移動業者の決済サービスを通じた不正出金（悪意のある第三者が不正に入手した預金者の口座情報等を基に当該預金者の名義で資金移動業者のアカウントを開設し、銀行口座と連携したうえで、銀行口座から資金移動業者のアカウントへ資金をチャージ）が複数発生したことを踏まえ、2020年11月、全銀協は「資金移動業者等との口座連携に関するガイドライン」を策定・公表した。また、全銀協は、2021年1月、同ガイドラインや金融庁の監督指針改正案等を踏まえ、銀行と資金移動業者との間の覚書条文例を取りまとめることを目的に「不正防止に向けた口座連携に係る契約に関する研究会」を設置した（地銀界からは会長行が参加）。当協会は、これらの検討に際し、協会運営会議行やIT・決済関連業務部会の意見を取りまとめ、地銀界の意見を反映した。

さらに、2021年1月、IT・決済関連業務部会において、不正出金防止のた

めのモニタリング手法等の取組事例を取りまとめ、会員銀行に還元したほか、「IT・決済業務開発研究会」(2021年1月)において、全銀協および日本資金決済業協会より、それぞれが策定したガイドラインに関する説明を受けるとともに、外部有識者より両ガイドライン等を踏まえた行内態勢整備のポイント等について講演を聴取した。また、同年3月、資金移動業者の決済サービスを通じた不正出金への対応等に係る「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の改正(2021年2月)に関する全行説明会を開催し、金融庁およびセキュリティベンダーより講演を聴取した。

C. インターネット・バンキング不正送金、振り込め詐欺など金融犯罪対策の強化

全銀協の「盗難通帳、インターネット・バンキング、キャッシュカード等による預金等の不正払戻し・口座不正利用に関するアンケート」(四半期毎)の地方銀行分を集計し、被害状況や不正送金対策の実態把握を行った。

また、金融機関においてオンライン完結型の取引推進が進む一方で、オンライン取引の利便性を逆手にとり、なりすましによるインターネット・バンキングの不正送金等が増加していることを踏まえ、不正送金等検知システムを導入している地方銀行の取組事例を取材し、会員銀行に情報提供を行った(2021年2月「トップのための金融ITレポート」)。

(3) コーポレートガバナンスへの対応

A. コーポレートガバナンス・コードの高度化

金融庁は、東京証券取引所とともに、企業がコロナ後の経済社会構造に向けた変革を主導できるためのコーポレートガバナンスのあり方を検討するため、「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」を再開した。

同会議は、2021年6月の株主総会を見据え、コーポレートガバナンス・コードの改訂内容を検討し、2021年4月、その改訂を提言する報告書を取りまとめ、公表した。当協会は、同会議における検討状況について、会員銀行に適時に情報提供を行った。

B. 会社法改正

2020年9月、株主総会や取締役等に関する規律の見直しを行う「会社法の一

部を改正する法律」(令和元年改正会社法)の施行に伴う法務省令等が公表され、パブリックコメントに付された。

当協会は、株主総会参考書類に関する規定の改正や取締役等の報酬等に関する規定の新設等について、会員銀行に適時に情報提供を行った。

C. ITガバナンスの高度化

2020年8月、「金融庁モニタリングレポート説明会」を開催し、金融庁より、「金融機関のITガバナンス等に関する調査結果レポート及び実態把握結果(事例集)」、「金融分野のサイバーセキュリティレポート」、「金融機関のシステム障害に関する分析レポート」について講演を聴取した。

D. リスク管理態勢の充実

(a) 信用リスク管理の高度化

当協会は、会員銀行における信用リスク管理高度化に資するため、2004年より「信用リスク情報統合サービス(CRITS)」を提供している。その後、16年超にわたるデータ蓄積を経て、現在、四半期毎に約100万先の債務者データが蓄積される「ビッグデータ」へと成長している。

CRITSデータについては、会員各行の専用端末から出力が可能であるほか、主要な項目を整理した「CRITSデータブック」を四半期毎に各行の担当部長あて提供している。さらに、2017年9月より、経営層向けの「CRITS主要データの傾向」を半期毎に例会に配付している。

こうした中、2019年度より、CRITSデータを利用した日本銀行との共同研究を実施しており、2020年度は、新型コロナウイルス感染症が地方銀行の信用リスクに及ぼす影響等について、日本銀行の業種別売上高変動見通し等を基に、短期と中長期の視点から分析を実施した。分析結果については、今後取りまとめのうえ、会員銀行に還元することとしている。

また、信用リスク管理部会において、足許のマクロ経済指標(公的統計データ)やCRITSデータを利用して、新型コロナウイルス感染症がわが国経済や地方銀行の取引先企業に及ぼす影響について分析を行い、その結果をCRITSレポート「マクロ経済指標/CRITSデータによる新型コロナウイルス感染症の影響確認」として取りまとめ、2020年11月、会員銀行に還元した。

このほか、住宅ローン等に係る信用リスク管理の高度化観点から、住宅金融支援機構との間で、新型コロナウイルス感染拡大期におけるフラット 35 申込者の動向や、マンション管理組合向け融資の動向等について、意見交換を行った。

(b) マイナス金利環境等における市場環境の変化を踏まえたリスク管理の強化

マイナス金利環境の長期化や、コロナ禍の影響による市場環境の変化を踏まえ、会員銀行の有価証券運用のあり方やリスク管理の考え方を整理する観点から、市場専門委員会・市場部会において、外部有識者より、運用部門の態勢整備のポイント、ストレステストの高度化等について講演を聴取した。

また、地方銀行の有価証券運用に係る当局の着眼点等の理解促進を図るため、「証券問題研究会」(2020年12月)において日本銀行より講演を聴取した。

(c) システムリスク管理の高度化

金融情報システムセンター(FISC)は、同センターの「金融機関等コンピュータシステムの安全対策基準」の解釈・運用にクラウドサービス固有の解説を加える必要があるとして、2021年2月、「金融機関のクラウドサービスに関する有識者検討会」を設置した(事務担当副会長行が参加)。当協会は、同検討会における「金融機関等におけるクラウド導入・運用にあたっての手引書」の作成にあたり、地銀界の意見を取りまとめ、FISCに提出した。

また、昨年度に引き続き、会員銀行におけるシステム障害の未然防止や発生時の迅速な復旧対応、再発防止等の取組強化を支援するため、当協会において会員銀行のシステム障害事例と発生防止策を収集し、2020年12月、会員銀行に還元した。

(4) 法令等遵守態勢の強化

A. コンプライアンス・リスク管理の高度化

当協会は、法務コンプライアンス部会において、金融庁の「コンプライアンス・リスク管理に関する検査・監督の考え方と進め方」(2018年10月)等を踏まえたコンプライアンス・リスク管理の高度化に向けた検討を行い、2020年秋、外部調査機関を活用した「コンプライアンス・リスク管理」に関する行員アンケート(意識調査)を試行的に実施し、2021年2月、その結果を会員銀行に還元した。

本アンケートについては、参加行の満足度が高かったため、2021年度は会員

銀行から参加希望を募って継続実施することとした。

このほか、「法務担当者打合会」（2021年2月）において、弁護士よりコンプライアンス・リスク管理基本方針を受けた課題への対応等について講演を聴取した。

B. 内部通報制度の実効性向上に向けた取組み

2020年6月、企業等への罰則強化や通報者保護条件の拡大等を図る改正公益通報者保護法が公布され、10月には、消費者庁が「公益通報者保護法に基づく指針等に関する検討会」を設置し、改正法に基づく内部公益通報対応体制の整備等にあたり事業者が取るべき措置の指針等について検討が開始された。

こうした状況を踏まえ、当協会は、法務コンプライアンス部会において、弁護士より、会員銀行の内部通報制度の実効性向上に向けた対応等に関する講演を聴取するとともに、会員銀行の内部通報制度の取組状況や課題の整理等を行った。

3. 金融を巡る諸制度・法律改正等への対応

(1) 銀行に係る法制度改正

A. 金融審議会、金融関連法制

以下の会合の検討状況について、役員会に報告した。

(a) 銀行制度等ワーキング・グループ

2020年9月、金融担当大臣の諮問を受け、金融審議会の下に、銀行の業務範囲規制等の見直しについて検討を行う「銀行制度等ワーキング・グループ」が設置された。当協会からは、会長行がオブザーバーとして参加した。

当協会は、第4回会合（2020年10月開催）において、地銀界の地域密着型金融の取組みや、ワーキング・グループの検討に対する要望・期待等を説明した。

同ワーキング・グループは、2020年12月、以下を主な内容とする報告書を取りまとめ、公表した。同報告書には、一定程度、当協会の要望が取り入れられ、2021年3月、第204回国会に同報告書を踏まえた銀行法等改正法案が提出された。

① 銀行業高度化等会社に関する規制緩和

② 従属業務に係る収入依存度規制の緩和

- ③銀行本体の付随業務の拡充
- ④議決権保有制限の緩和
- ⑤銀行持株会社グループの共通・重複業務の集約に係る規制緩和
- ⑥金融機関の経営基盤強化のための新たな資金交付制度の創設

(b) 市場ワーキング・グループ

顧客本位の業務運営の更なる進展や、超高齢化社会における金融業務のあり方について検討するため、2019年10月、市場ワーキング・グループが再開された。

同ワーキング・グループは、2020年8月、「顧客本位の業務運営に関する原則」（2017年3月公表）の内容の充実や、金融業界における認知判断能力等の低下した顧客への対応に係る指針等の策定等を内容とする「金融審議会市場ワーキング・グループ報告書―顧客本位の業務運営の進展に向けて―」を取りまとめ、公表した。

当協会は、こうした動きについて、会員銀行に適時に情報提供を行った。また、同報告書において、金融商品提案時に顧客に提示することが望ましいとされた「重要情報シート」の作成・運用等について、生命保険協会、投資信託協会等と意見交換を行った。

(c) 市場制度ワーキング・グループ

2020年9月、金融担当大臣が金融審議会に対し、コロナ後の新たな経済社会を見据え、成長資金の供給、海外金融機関等の受入れに係る制度整備、金融商品取引業者と銀行との顧客情報の共有等について検討を行うことを諮問した。本諮問事項について検討するため、同審議会は、2020年10月、「市場制度ワーキング・グループ」を設置した。

同ワーキング・グループは、2020年12月、海外の投資運用業者等の受入れに係る制度整備や、外国の法人顧客に関する銀証ファイアーウォール規制（情報授受規制）の緩和を内容とする、第一次報告を取りまとめた。なお、成長資金の供給のあり方や、国内顧客に関する情報授受規制等については、引き続き検討を進めていくこととされている。

当協会は、こうした動きについて、会員銀行に適時に情報提供を行った。

(d) 事業者を支える融資・再生実務のあり方に関する研究会

金融庁は、価値ある事業を支えられるような望ましい融資・再生実務のあり方について、金融機関に事業の継続や発展を支援する適切な動機付けをもたらすような包括担保法制（ノウハウ、顧客基盤等の無形資産も含む事業全体への担保権）等を含め検討するため、2020年11月、「事業者を支える融資・再生実務のあり方に関する研究会」を設置した。本研究会は、同年12月、包括担保法制の制度イメージ等を盛り込んだ論点整理を公表した。

当協会は、同研究会にオブザーバー参加するとともに、実務面への影響・課題について協会運営会議行や融資部会で検討し、金融庁との意見交換を通じて地銀界の意見を伝えた。

B. 金融検査・監督

(a) 金融検査マニュアル廃止後の対応

金融庁は、2019年12月、「検査マニュアル廃止後の融資に関する検査・監督の考え方と進め方」を最終化するとともに、「金融検査マニュアル」の廃止、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」等の改正を行った。これを踏まえ、当協会は、2021年3月、融資部会において、金融検査マニュアルの廃止後の引当実務高度化についてシンクタンクから講演を聴取し、意見交換を行い、講演要旨を会員銀行に提供した。

(b) 金融庁検査・日本銀行考査の連携強化に向けた検討への対応

2020年10月、自民党金融調査会は、「金融庁と日銀の縦割り打破（金融庁検査と日銀考査の一体的運用について）」を公表し、金融機関の負担軽減の観点から、金融庁と日銀に対して、データの一元化や金融庁検査・日銀考査の連携等を求めた。

これを受け、金融庁・日銀は、2020年11月、「金融庁検査・日本銀行考査の連携強化に向けたタスクフォース」を設置し、データの一元化、検査と考査の一体的運用（検査・考査の計画調整や結果の共有）等に向けた検討を開始した。

当協会は、2020年11月、金融庁検査・監督と日銀考査の連携強化に関する要望を内閣府に提出した。また、金融庁からの要請を受け、銀行が金融庁・日銀等に提出している類似計表等の統合・廃止および同一計表等の提出先一

元化等に関する会員銀行の要望を取りまとめ、2020年12月、金融庁に提出した。

C. 預金保険制度

預金保険料率は、「2021年度末に責任準備金5兆円程度」を目標とする『責任準備金および預金保険料率の中長期的なあり方』に関する共通理解に基づき、毎年度審議・決定されている。

2021年3月の預金保険機構の運営委員会において、目標達成に向けた最終年度である2021年度の預金保険料率について、付保対象預金が大幅に増加していること等を踏まえ、0.033%から0.031%（決済用預金0.042%：2020年度比▲0.003%、一般預金等0.029%：同比▲0.002%）に引き下げることが提案され、議決された。

当協会は、「2021年度末に責任準備金5兆円程度」を確実に達成するという方針や、足もとの付保対象預金の伸び率等を勘案し、運営委員会に臨むにあたり、預金保険機構の提案に異を唱えない旨を2021年3月の理事会で決議した。

D. 競争政策

金融庁長官の認可を受けて行う地域銀行、その親会社の合併等（合併、持株会社の設立、株式取得等）には、独占禁止法を適用しないことを定める独禁法特例法が、2020年5月に公布、11月に施行された。本特例法は、当協会の規制改革要望を受けたものである。

また、2020年5月に本法律に係る施行令（案）が、同9月に施行規則（案）等が、それぞれ公表された。当協会は、こうした動きについて、会員銀行に適時に情報提供を行った。

E. 市場構造の見直し

東京証券取引所は、2020年7月、新規上場の円滑化・上場後の中長期的な企業価値向上の促進を図るほか、財務状況に不安を抱える上場企業の資本政策・経営戦略の柔軟性向上を図るため、「資本市場を通じた資金供給機能向上のための上場制度の見直しについて（市場区分再編に係る「第一次」制度改正事項）」を公表し、パブリックコメントに付した。

また、東京証券取引所は、2020年12月、2022年4月予定の新市場区分（スタンダード市場、プライム市場、グロース市場）への円滑な移行の実現に向け

て、有価証券上場規程等において所要の制度整備を行う「市場区分の見直しに向けた上場制度の整備について（第二次制度改正事項）」を公表し、パブリックコメントに付した。

当協会は、こうした動きについて、会員銀行に適時に情報提供を行った。

F. マイナンバー関係

当協会は、政府におけるマイナンバーの普及・活用促進に関する議論の本格化を見据え、内為・事務管理部会において事務効率化の観点からマイナンバーの活用アイデアについて検討し、その結果を報告書「銀行におけるマイナンバー等を活用した事務効率化策の可能性」として取りまとめ、2020年6月、会員銀行に還元した。

また、政府のデジタル・ガバメント閣僚会議の下に設置された「マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善ワーキンググループ」における議論を踏まえ、銀行界に対し、預金保険機構、住民基本台帳ネットワークシステム等と連携した預貯金口座付番促進スキーム案が提示されたことから、事務専門委員会および内為・事務管理部会において、本案における制度面、実務面の課題について検討を行い、全銀協と連携して当局と折衝するとともに、これらの動向について、会員銀行に適時に情報提供を行った。

その後、2021年2月、政府は「預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律案」および「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律案」を通常国会へ提出したため、銀行実務への影響が大きいと考えられる論点等について、内閣官房番号制度推進室および金融庁に意見を提出した。

G. 金融に関する税制の改正

2020年12月、政府の「令和3年度税制改正の大綱」が閣議決定された。当協会は、全銀協における税制改正要望の取りまとめにあたり、会員銀行から税制改正要望を募り、NISAの恒久化および利便性の向上、確定拠出年金税制の拡充、印紙税の軽減・簡素化等の地銀界の要望を反映した。

H. デジタルマネーによる資金移動業者の口座への賃金支払い

2020年7月に閣議決定された成長戦略フォローアップにおいて、資金移動業者の口座への賃金支払いに関し、「労使団体と協議の上、2020年度できるだけ

早期の制度化を図る」旨が盛り込まれた。

これを受け、厚生労働省は、同年8月より、労働政策審議会 労働条件分科会において、資金移動業者の口座への賃金支払いについて、制度化の是非を含めた検討を開始した。これまでの会合において、①資金保全、②不正引出し等への対応、③換金性など、労働者保護上の課題が示され、議論が行われている。

当協会は、こうした検討の動きについて、会員銀行に適時に情報提供を行った。

I. 経営基盤の強化

金融審議会「銀行制度等ワーキング・グループ」は、2020年12月に取りまとめた報告書において、合併・経営統合その他の抜本的な事業の見直しを行う地方銀行等を対象に、その見直しに必要な追加的な初期コスト（システム投資等）の一部を補助する資金交付制度の創設を提言した。これを受け、2020年3月、第204回国会に金融機能強化法等の改正法案が提出された。

また、日銀は、2020年11月、一定の経営基盤の強化の実現もしくは経営統合等による経営基盤の強化を満たした先に対し、当座預金への特別付利を行う「地域金融強化のための特別当座預金制度」を、3年間の時限措置として導入する旨を公表し、2021年3月、同制度を開始した。

当協会は、こうした動きについて、会員銀行に適時に情報提供を行った。また、日銀における制度の検討過程において、会員銀行の実情を踏まえた意見等の申入れを行った。

J. 政策金融に対する業務改善要望

2020年10月、住宅金融支援機構に対し、委託業務の電子化、簡素化、総合オンラインシステムの使い勝手向上等に関する業務改善要望を提出した。

(2) 銀行間手数料の見直しを巡る動きへの対応

公正取引委員会は、2020年4月に公表した「QRコード等を用いたキャッシュレス決済に関する実態調査報告書」において、銀行間手数料（為替取引において、仕向銀行が被仕向銀行に支払う手数料）に係る取引慣行の見直しを提言した。

また、同年7月に閣議決定された成長戦略実行計画において、①40年以上不変である銀行間手数料の見直しを図ること、②見直しにあたっては、全銀ネットが定める仕組みに統一し、コスト構造の見える化を行いつつ、コストを適切に反映

した合理的な水準への引下げを実施する旨が盛り込まれた。

これを受け、全銀ネットは、銀行間手数料に代え、被仕向銀行の取引 1 件あたりのコストに基づく「内国為替制度運営費」を新設することにつき検討を開始した。その検討において、全加盟銀行を対象に実施した被仕向対応コストに係る調査結果等を踏まえ、全銀ネットは、2021 年 3 月、理事会において、内国為替制度運営費を為替取引 1 件あたり「62 円」とすることを決定し、公表した。

当協会は、全銀ネットにおける検討の動きについて、会員銀行に適時に情報提供を行うとともに、全銀ネットに対して会員銀行の取引実態等を踏まえた問題意識を伝えた。

(3) 国際的な金融規制の動向と国内規制への影響

A. 金利指標改革

円 LIBOR の恒久的な公表停止に備えた対応を検討する「日本円金利指標に関する検討委員会」は、2020 年 8 月、市中協議文書「日本円金利指標の適切な選択と利用等に関する市中協議（第 2 回）」を公表し、11 月に市中協議の結果に基づき報告書を取りまとめ、LIBOR 公表停止に向けた移行計画の整備を行った。当協会は、市中協議で提案された貸出分野におけるフォールバック・レートの選択の考え方等について地銀界の意見を提出した。

また、債券分野における円 LIBOR から代替金利指標への移行実務を支援するため、「証券問題研究会」および市場部会において、証券会社より、地方銀行が投資家・社債発行者として対応すべき事項について講演を聴取した（2020 年 12 月、2021 年 1 月）ほか、会員各行の LIBOR 公表停止に向けた対応状況（LIBOR 参照契約の件数、システムの対応状況等）を調査し、2020 年 10 月、会員銀行に還元した。

B. バーゼル規制の動向および国内規制への影響

バーゼル銀行監督委員会が 2017 年 12 月に公表したバーゼルⅢの最終合意文書を受け、金融庁は、国内規制化（2023 年 3 月期から実施予定）に向けた検討を進め、2020 年 12 月、国内実施に関する規制方針案を公表した。

また、金融庁は、2020 年 4 月、新型コロナウイルス感染症の影響拡大を踏まえ、日銀による金融政策と銀行等への健全性規制との調和を図る観点から、

2021年3月末までに限り、レバレッジ比率を算定するにあたって、日銀預け金を総エクスポージャー（分母）から除外する措置を導入するための告示改正案をパブリックコメントに付した。さらに、2021年2月には、本件措置を1年間延長する改正案をパブリックコメントに付した。

当協会は、バーゼルⅢの国内制度化に関し、随時、金融庁と意見交換を行い、金融庁の検討状況について情報収集を行った。また、会員銀行に適時に情報提供を行ったほか、必要に応じて、地銀界の意見を取りまとめ、金融庁に伝えた。

C. 店頭デリバティブ取引に関する規制への対応

金融庁は、店頭デリバティブ取引に係る当局報告の精度向上の観点から、金融機関からの取引情報の報告方法について、金融庁への直接報告を廃止し、取引情報蓄積機関を経由した報告へ一本化するため、2020年12月、関係内閣府令を改正した。

当協会は、本改正に係るパブリックコメント手続きにおいて、実務的な取扱いの明確化を求める意見等を取りまとめ、金融庁へ提出した。

(4) 会計制度

A. 会計基準見直しの動きへの対応

企業会計基準委員会（ASBJ）は、わが国の会計基準を国際的に整合性のあるものとするための取組みの一環として、2018年10月に「収益認識に関する会計基準」、2019年7月に「時価の算定に関する会計基準」をそれぞれ公表した（両基準は2021年4月から適用開始予定）。

当協会は、会員銀行の準備に資するため、2020年9月、経理部会と市場部会を合同開催し、監査法人から時価の算定に関する会計基準の概要や各行に必要な対応事項等に関する講演を聴取し、その結果を会員銀行へ還元した。また、①経理部会と市場部会を対象とした時価の算定に関する会計基準への対応状況、②経理部会を対象とした収益認識に関する会計基準への対応状況に関するアンケート結果を取りまとめ、会員銀行へ還元した。さらに、「証券問題研究会」（2020年12月）において、本会計基準を早期適用したメガバンクから対応上の留意点等に関する講演を聴取したほか、2021年2月、経理部会において監査法人から両会計基準に基づく開示に関する対応事項等について講演を聴取

し、その結果を会員銀行へ還元した。

B. LIBOR 公表停止に向けた対応

企業会計基準委員会（A S B J）は、金利指標改革を踏まえ、2021年12月末でLIBORの公表が恒久的に停止される可能性が高まる中、LIBORを参照する金融商品について参照する金利指標を置き換える場合に、ヘッジ会計の継続適用を可能とする特例的な取扱いの検討を進めてきた。その結果、A S B Jは、2020年6月に企業会計基準委員会実務対応報告「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」の公開草案を公表し、9月に同実務対応報告を公表した。当協会は、こうした動きについて、会員銀行に適時に情報提供を行った。

C. その他

有価証券報告書等の提出期限を延長する内閣府令改正や、金融庁・A S B Jからの新型コロナウイルス感染症の影響に関する企業情報の開示充実を促す文書の公表など、新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえた政府等の対応を把握し、会員銀行に適時に情報提供を行った。

4. 新型コロナウイルス感染症拡大への対応

(1) コロナ禍の影響を受けた中小企業等への支援

3度にわたる令和2年度補正予算等により措置された各種支援施策を踏まえた以下の金融機関向け要請について、随時、会員銀行代表者あて連絡や実務担当者向け説明会の開催等により、周知徹底を図った。

- 新規融資の積極的な実施や既往債務の条件変更の迅速かつ柔軟な対応
- 地方公共団体の制度融資を活用した民間金融機関による実質無利子・無担保融資の推進
- 実質無利子・無担保融資に係る「金融機関ワンストップ手続き」の推進
- 実質無利子・無担保融資など一定の要件を満たす貸付に係る消費貸借契約書の印紙税非課税措置
- 日本政策金融公庫等との連携強化（つなぎ融資の積極的な実施等）
- 雇用調整助成金の特例措置の活用等による雇用維持等への配慮
- 事業者への資金繰り支援に係る参考事例の共有

- ゴールデンウィーク中の相談態勢の整備
- 持続化給付金、学生支援緊急給付金に係る担保設定や差押えの判断に際しての特段の配慮
- 家賃支払いが深刻な課題となっている事業者、宿泊施設やテナントビルオーナー等に対する条件変更等の対応の迅速かつ柔軟な実施
- 貸出条件変更等を行った場合の債権の区分に関して、経済対策の効果等を勘案し、感染症拡大前と同一の評価が可能であること
- 地域経済活性化支援機構の出資ファンドや日本政策金融公庫等の資本金劣後ローン、事業再構築補助金を活用した経営改善や事業再生、事業転換支援等の取組みの推進
- 事業承継時の保証の二重徴求を原則禁止した「経営者保証に関するガイドライン」の特則の積極的な周知
- 「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の新型コロナウイルス感染症の特例の趣旨を踏まえた柔軟な対応
- 飲食業者・宿泊事業者を含む大・中堅事業者等に対する政府系金融機関の支援策の積極周知、ニーズに応じた提案の実施

また、その円滑・効果的な実施の観点から、協会運営会議行や融資部会で検討を行い、金融庁、中小企業庁等の関係省庁、その他の関係先（日本政策金融公庫、商工中金、日本政策投資銀行等の政府系金融機関、全銀協、信用保証協会連合会等の関係団体）との間で、意見提出、情報提供等の調整・連携を図った。

(2) 銀行におけるコロナ禍の営業体制

コロナ禍における銀行の店舗運営に係る政府要請、全銀協申し合わせ、ガイドライン等について、会員銀行に適時に周知・情報提供を行うとともに、その効果的な運用を巡り、金融庁等の関係先に対して、地域の実情を踏まえた意見提出等を行った。

また、コロナ禍の収束時期が不透明な中、会員銀行が店舗での“密”回避や、非対面を前提とした営業体制の構築等について検討を進めていることを受け、個人業務部会において、先進的な取組みの調査や意見交換を行った。

さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受けている取引先への当面の資金繰り支援やウィズ／アフターコロナを見据えた本業支援のほか、店頭にお

ける感染拡大防止策の徹底や取引のデジタル化等に関する会員各行の取組みを取りまとめ、2020年11月、ホームページに掲載した。また、企画専門委員会において、ウィズコロナ時代における営業体制や窓口体制のあり方（営業時間の変更、取扱事務の縮小、店舗運営の工夫等）について情報交換を行った。

(3) 新型コロナウイルス感染症関連の国際機関の動向調査

新型コロナウイルス感染症への政策対応等に係る国際機関の動向調査として、国際決済銀行（B I S）の金融経済局長が2020年7月に行ったスピーチの事務局仮訳を作成し、C R I T Sレポート「新型コロナウイルスによる経済危機：危険な特異性」（2020年10月）として会員銀行に情報提供を行った。

また、金融安定理事会（F S B）が2020年7月のG20財務大臣・中央銀行総裁会議に提出した報告書の事務局仮訳を作成し、C R I T Sレポート「新型コロナウイルス感染症の世界的大流行：金融安定への影響と政策対応」（2020年10月）として会員銀行に情報提供を行った。その後、F S Bは、同報告書の更新版を2020年11月のG20財務大臣・中央銀行総裁会議に提出したことから、同更新版の事務局仮訳をC R I T Sレポート「新型コロナウイルス感染症の世界的大流行：金融安定への影響と政策対応」（2021年2月）として会員銀行に情報提供を行った。

(4) 協会事務局における取組み

A. 会員銀行における対応の周知

当協会のホームページに会員銀行の「新型コロナウイルスへの対応」を一元的にまとめた特設ページを開設し、銀行に来店されるお客様向けの協力をお願いを掲載した。また、同ホームページにおいて、会員各行の営業時間の変更や相談窓口の設置など、新型コロナウイルスへの対応に係るニュースリリースを一覧化して掲載した（現在も内容を定期的に更新中）。

B. 当協会における感染防止対策の徹底

新型コロナウイルス感染防止策として、地方銀行会館および地方銀行研修所において、①入館者への検温・消毒・マスク着用の徹底、②入口・会議室等への消毒液の設置、③会議室の利用人数制限および席の間隔を開けた設営、④エレベーターの利用人数制限、⑤会議室・執務室等へのアクリルパーテーションの設

置、⑥空調機および窓の開け閉めによる換気の徹底、⑦職員への手洗いおよびうがいの励行、⑧在宅勤務およびスプリット勤務態勢の導入等の措置を講じた。

C. WEB会議システムの導入

コロナ禍において、参加者が集まることなく会議を開催できるよう、2020年6月にWEB会議システムを導入し、7月以降、順次、役員会、専門委員会、部会等の協会主催会合において運用を開始した（その後、銀行主催会合でもWEB会議を開催できるようシステムを整備）。

また、地方銀行研修所が実施する一部の集合研修について、WEB会議システムによる開催やハイブリッド形式による開催（地方銀行研修所に来館して受講する方法とWEB会議で受講する方法を併用）に変更して実施した。

5. 業務継続体制の強化および災害時の復旧・復興への対応

(1) BCP体制の充実

コロナ禍における業務継続への取組みについて、銀行間で知見を共有するため、全銀協が実施した「『感染症対策にかかる業務継続計画（BCP）に関する考え方』の策定に向けたアンケート調査」を基に、地方銀行の取組状況を取りまとめ、2020年12月、会員銀行あて還元した。

また、2021年2月、コロナ禍への対応をテーマに、「BCP勉強会」を開催した。同勉強会では、一部の会員銀行より、コロナ禍におけるBCP対応やその課題等に関する講演を聴取した。また、同研究会と合わせて実施した会員銀行のBCPの整備状況等に関するアンケート等に基づき、自然災害、新型コロナウイルス感染症、サイバー攻撃等への対応等について参加者間で情報交換を行った。

(2) 災害時の初期対応および復旧・復興支援

2020年7月の「令和2年7月豪雨に係る災害」、2021年1月の「令和3年1月7日からの大雪に係る災害」、2月の「令和3年福島県沖を震源とする地震」、3月の「令和3年新潟県糸魚川市における地滑り」の発生を受け、被災地行に開設された義援金口座の取扱開始等について会員銀行に連絡した。

また、「東日本大震災」、「熊本地震」、「平成27年9月関東・東北豪雨」、「平成30年北海道胆振東部地震」、「令和元年台風第19号」等に係る義援金口座の取扱

期間延長等について会員銀行に連絡した。

6. S D G s / E S G への取組み

(1) 持続可能な開発目標（S D G s）の推進への取組み支援

A. T C F D 提言への賛同と取組み

会員銀行がT C F D 提言に対応する際の参考となるよう、広報・S D G s 部会において提言の概要や推奨される開示内容、取り組むにあたっての留意点等を取りまとめ、2020年6月、会員銀行に還元した。

また、地方銀行界におけるT C F D 提言や気候変動問題への対応に向けた機運醸成等の観点から、当協会としてT C F D 提言に賛同することを検討し、2020年6月、理事会決議を経て、T C F D 提言に賛同するとともに、T C F D コンソーシアムに入会した。

これを踏まえ、会員銀行におけるT C F D 提言への対応に資する観点から、広報・S D G s 部会において、T C F D 提言に沿った開示手法やシナリオ分析手法の研究を行った。具体的には、2020年11月にメガバンクよりT C F D 提言への取組みについて、2021年1月にコンサルティング会社より簡易なシナリオ分析手法について、それぞれ講演を聴取し、その要旨と資料を会員銀行に還元した。また、これらの講演等を踏まえ、地方銀行がT C F D 提言に沿って必要最小限開示すべきポイントを整理したガイダンスの取りまとめに向けて検討を行っている（2021年6月取りまとめ予定）。

B. 会員銀行における行員向け啓発支援ツールの提供

S D G s / E S G に関する会員銀行の取組みを支援するため、広報・S D G s 部会において、S D G s に関する行員向けの発展的な啓発ツールを検討し、2020年11月より、有識者が地方銀行がS D G s に取り組む意義や期待される役割等を解説した「地方銀行とS D G s」を連載形式で、月2回、会員銀行に配信している（2021年6月まで実施予定）。

C. 地方銀行の取組状況の把握

会員銀行におけるS D G s / E S G に関する取組状況や課題認識を情報共有することで、会員銀行における積極的な取組みの参考に資することを目的に、S D G s / E S G の取組みに関する3回目となる全行アンケートを実施した。

2020年12月にその取りまとめ結果（前回アンケートと比べ、地方銀行の取組みは広がっている）を会員銀行に還元した。

D. SDGs / ESGに関する情報提供

会員銀行におけるSDGs / ESGに関する理解向上に資するため、地銀協月報2020年4～6月号に連載「食品ロスの現状と削減推進に向けた動き」、2020年7月号に特集「再生可能エネルギー」を取りあげ、外部有識者の寄稿文を掲載した。

また、会員銀行のSDGs / ESG（TCFD提言を含む）への取組みと開示を支援するため、2021年1月に「SDGs / ESG研究会～TCFD提言等に関するESG評価機関・機関投資家との意見交換会～」を開催した。本研究会では、ESG評価機関・機関投資家より、会員銀行のSDGs / ESGへの取組みと開示に対する評価や、求められる開示や情報発信のあり方等について講演を聴取したほか、ESG評価機関・機関投資家と会員銀行との間で意見交換を実施した。

(2) ESG投融資の推進

A. ESG金融ハイレベル・パネル

環境省「ESG金融懇談会」提言（2018年7月取りまとめ）に基づく各業界および国の取組状況についてフォローアップ等を行う場として、2020年10月、第3回「ESG金融ハイレベル・パネル」（当協会会長が委員）が開催された。

ESG地域金融をわが国において普及させるために、金融機関の地域における役割を再認識し、現状把握や実践に向けた論点を整理・共有する場として、2020年6月、環境省「ESG金融ハイレベル・パネル」の下部に「ESG地域金融タスクフォース」が設置され、当協会は会長行が委員に就任した。本タスクフォースは、ESG地域金融の普及展開に向けた戦略等を盛り込んだ「共通ビジョン」を策定した。

当協会は、「共通ビジョン」の検討状況について、会員銀行に適時に情報提供を行うとともに、その内容に関して会員銀行に意見照会を行い、地銀界の意見の反映に努めた。

B. 地方創生SDGs金融調査・研究会

2020年7月閣議決定の「まち・ひと・しごと創生基本方針2020」において、

『地方創生SDGs金融』を通じた自律的好循環の形成に向け、登録・認証等制度のガイドラインの作成、地域金融機関等に対する表彰制度等の創設」が盛り込まれたことを受け、2020年8月、内閣府「地方創生SDGs金融調査・研究会」が再開され、当協会は会長行が委員に就任した。

2020年10月、本調査・研究会は、地方公共団体が地域事業者等によるSDGsへの取組みの「見える化」等を行うための「地方創生SDGs登録・認証等制度」を構築するにあたって整備すべき事項等を盛り込んだ「地方公共団体のための地方創生SDGs登録・認証等制度ガイドライン2020年度【第一版】」を取りまとめ、公表した。

当協会は、本ガイドラインの検討において、その内容に関して会員銀行に意見照会を行い、地銀界の意見の反映に努めた。また、広報・SDGs部会において、登録・認証等制度に関する地方自治体との連携状況について情報交換を行った。

C. インパクト投資に関する勉強会

インパクト投資に関する金融市場関係者と行政・規制当局の理解を深め、国内外の社会課題解決に向けたインパクト投資への取組みの意義と課題を明らかにし、インパクト投資の推進のあり方について議論する場として、2020年6月、金融庁「インパクト投資に関する勉強会」が設置され、当協会は会長行が委員に就任した。

本会合は、インパクト投資の定義やインパクトの測定等について検討を行っており、その検討状況について、会員銀行に情報提供を行った。また、広報・SDGs部会において、委員各行のインパクトファイナンスへの取組みについて情報交換を行った。

D. その他

金融庁は、2021年1月、CO₂多排出産業の着実な低炭素化の取組みを評価して資金供給する「トランジション・ファイナンス」の基本指針の策定を検討するため、「トランジション・ファイナンス環境整備検討会」を設置した。

また、金融庁は、2021年1月、2050年までのカーボンニュートラルの実現に向けて、金融機関や金融資本市場が適切に機能を発揮するうえで考えられる課題や対応案について検討するため、「サステナブルファイナンス有識者会議」を設置した。さらに、金融庁は、2021年3月、企業等がソーシャルボンドの発

行に当たって参照できる実務的な指針の策定を検討するため、「サステナブルファイナンス有識者会議」の下に「ソーシャルボンド検討会議」を設置した。

当協会は、これら会合の検討状況について、会員銀行に情報提供を行った。また、広報・SDGs部会において、委員各行のサステナブルファイナンスへの取組状況について情報交換を行った。

(3) SDGs / ESG への取組みに関する情報開示の充実

2021年1月、経済広報センター（経団連の関係団体）の季刊誌「ネットワーク通信」に、当協会のSDGsの取組記事を掲載し、地方銀行におけるSDGsや地方創生の取組み等を発信した。

(4) 働き方改革の一層の推進

新型コロナウイルスの感染拡大を受け、企画専門委員会において、在宅勤務における人事管理・情報共有体制について情報交換を行った。

また、企画部会において、在宅勤務（テレワーク）の実施状況として、各種規定類や在宅勤務を行うためのツール（タブレット端末やWEB会議システム等）の整備状況、職員の就業管理方法等について情報交換を行った。

7. 広報戦略の強化

地銀界の取組みを広くアピールするため、マスコミからの問い合わせや取材に積極的に対応した。

ホームページにおいては、協会活動に関する情報および会員銀行の経営情報等を提供し、地方銀行に対する社会一般の理解向上に努めたほか、「新型コロナウイルスへの対応」を一元的にまとめた特設ページを開設し、新型コロナウイルス感染拡大防止への協力のお願いや、会員銀行における新型コロナウイルス関連の対応等を掲載した。また、2020年11月、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響を受けている取引先に対する資金繰り支援や、ウィズ／アフターコロナを見据えた本業支援等の取組状況を調査し、「地域密着型金融の取組み」として公表した。

8. 郵政民営化への対応

(1) 郵政民営化の進捗状況についての総合的な検証への対応

郵政民営化委員会は、3年毎に「郵政民営化の進捗状況についての総合的な検証」に関する調査審議を行い、郵政民営化推進本部長（内閣総理大臣）に意見を述べることとされている。同委員会は、2020年7月、意見取りまとめに向けた検討を開始し、①これまでの郵政民営化に対する評価、②今後の郵政民営化への期待等について、広く意見募集を行った。

これに対し、当協会は、「ゆうちょ銀行の株式全部処分に向けた具体的な説明責任を果たすこと。その確実な実行が担保されないまま、預入限度額の引き上げや業務範囲を拡大することが無いよう、公平かつ適正な審議・検討が行われること」を希望する旨の意見を、9月に同委員会に提出した。また、9月の同委員会において、会長行より意見陳述を行った。

(2) ゆうちょ銀行の新規業務認可申請への対応

ゆうちょ銀行は、2020年12月、金融庁・総務省に対し、①口座貸越による貸付業務に係る信用保証業務を行う子会社の保有、②フラット35の直接貸付の取扱い、③損害保険募集業務について、新規業務の認可申請を行った。認可申請を受け、金融庁・総務省は、郵政民営化法に基づき、郵政民営化委員会に意見を求め、これを受け、同委員会は本件に関する意見募集を行った。

これに対し、当協会は、「完全民営化に向けた具体的な道筋が明らかにされないまま、新規業務の認可申請が行われたことは誠に遺憾であり、特に、フラット35の直接取扱いについては、民間金融機関が様々な商品を提供している住宅ローン市場に、政府出資の残るゆうちょ銀行が直接参入してくることとなり、郵政民営化法の目的に反するものと考えられるため、認められるべきではない」旨の意見を、2021年1月、同委員会に提出した。また、2月、郵政民営化委員会において、会長行より意見陳述を行った。

同委員会は、2021年3月、新規業務の認可申請に関して、条件付きで容認する旨の意見を取りまとめたため、全銀協が銀行界を代表し、「郵政民営化委員会の指摘を踏まえ、ゆうちょ銀行自身が業務運営態勢を整備するとともに、関係当局や郵政民営化委員会に継続的にモニタリングいただくことが必要と考える」旨の

会長コメントを公表した。

9. 政策金融への対応

(1) 関係省庁との意見交換会の実施

2020年9月、「政策金融に関する関係省庁と民間金融機関との意見交換会」（第8回）が開催され、民間金融機関5団体（当協会、全銀協、第二地銀協、全信協、全信中協）から財務省等の関係省庁に対し、コロナ禍における政策金融への意見・要望を申し入れた。当協会からは、2020年8月に会員銀行へ実施したアンケート結果に基づき、コロナ禍における各政策金融機関との連携状況に関する会員銀行からの評価について報告したほか、事業者の実態に配慮した資金繰り支援や資本性ローン等によるリスクマネーの供給等を要請した。

(2) 政策金融機関との連携・協調、望ましい関係のあり方の検討

当協会は、政策金融機関との意見交換会を以下のとおり実施し、連携・協調へ向けた議論を行った。

- 「日本政策金融公庫との意見交換会」（2020年12月）において、会員銀行と同公庫との定期的な意見交換会の実施事例等を説明し、コロナ禍においても、日本公庫と各地銀とのコミュニケーションが十分に取れていることを相互に確認した。また、当協会より、再生フェーズに入った事業者に対しても、引き続き連携・協調を行うよう要請した。
- 「日本政策投資銀行との意見交換会」（2020年5月、12月）において、当協会より、資本性資金の供給やファンドによるエクイティ支援、再生可能エネルギー事業等に関するノウハウ共有等について要望した。
- 「福祉医療機関との意見交換会」（2021年3月）において、当協会より、会員銀行との情報交換等のための枠組みの充実、医療機関の本業支援の充実、協調融資における担保順位設定の柔軟化等を要望した。

10. 協会運営の高度化・効率化

協会運営の高度化・効率化を検討する旨の臨時会員総会の決定（2020年3月）を受け、2020年7月、「協会運営の高度化・効率化プロジェクトチーム」（以下、「P

T)を)設置し、①中長期的な研修事業のあり方と地方銀行研修所の扱い、②中長期的な協会運営のあり方と地方銀行会館の扱いについて検討を開始した。

2020年10月、PTが取りまとめた研修事業のあり方に関する論点整理を役員会に報告するとともに、会員銀行の代表者あてに意見照会を実施した。2020年12月、PTがその結果を踏まえ取りまとめた「研修事業の中期ビジョン～研修事業の高度化・効率化～」が理事会で承認された。

2021年2月、PTが取りまとめた協会運営の高度化・効率化に関する論点整理(その1)を役員会に報告するとともに、会員銀行の代表者あてに意見照会を実施した。さらに、「協会運営の高度化・効率化」の検討にあたり、専門性・客観性を高めるため、不動産分野を中心にKPMGコンサルティングによるコンサルティングを導入した。

2021年3月、KPMGコンサルティングの提案を踏まえPTが取りまとめた地方銀行研修所、地方銀行会館の今後の扱いに関する論点整理(その2)を役員会に報告するとともに、会員銀行の代表者あてに意見照会を実施した(その後、2021年4月、PTが意見照会結果を踏まえ取りまとめた「協会運営の中期ビジョン～協会運営の高度化・効率化～」が理事会で承認された)。

11. 調査・広報活動

(1) 協会の対外広報(ホームページ、月報)

A. ホームページ

ホームページで協会活動に関する情報および会員銀行の経営情報等を提供し、地方銀行に対する社会一般の理解向上に努めた(トップページへの月間アクセス件数は約1万件)。

特に、会員銀行の顧客に向けた新型コロナウイルス感染拡大防止への協力依頼や、会員銀行における新型コロナウイルス感染症への対応に関する各行のニュースリリース等を一元的にまとめたページを新設した(2020年4月)。

B. 月報

機関誌「地銀協月報」を毎月発刊し、会員銀行行員の関心が高いタイムリーな話題や地域活性化の動向、金融機関経営への影響が考えられる制度・法制など、地方銀行を取り巻く諸問題を取りあげたほか、各種の協会活動に関する情

報の発信に努めた（同機関誌の発行部数は約 2,700 部）。

（毎月の特集テーマ）

4月号「M a a S」

5月号「人材紹介」

6月号「マイナンバー」

7月号「再生可能エネルギー」

8月号「地域ブランド力」

9月号「D X（デジタルトランスフォーメーション）」

10月号「中央銀行デジタル通貨」

11月号「金融サービス仲介法制」

12月号「2021年の経済展望」

1月号「コロナ時代の地方振興」

2月号「東日本大震災後 10 年」

3月号「技術革新の現状と展望」

なお、「地銀協月報」は、会員銀行のニーズの低下や紙資源の節減等による発行部数の減少により、2021年3月号をもって廃刊とした。

(2) 金融構造研究会・地方金融史研究会への支援

金融学者の集まりである「金融構造研究会」（1957年発足）、および金融史を主たる研究分野とする学者の集まりである「地方金融史研究会」（1962年発足）の活動を引き続き支援した。両研究会は、機関誌「金融構造研究」、「地方金融史研究」を取りまとめ、会員銀行・関係研究機関の参考に供した（両機関誌の掲載論文等は、情報発信力の強化の観点から当協会ホームページでも公表した）。

また、「地方金融史研究会」は、地方銀行経営に携わった元経営者の方々にインタビューし、「続地方銀行史談」として取りまとめている。2020年6月、「続地方銀行史談第24集」として、群馬銀行相談役 四方 浩氏へのインタビュー内容（2018年度実施）、および北陸銀行特別参与 高木 繁雄氏へのインタビュー内容（2019年度実施）を収録して刊行した。

(3) 決算概要

年2回(中間期および通期)、会員銀行の決算の状況を「地方銀行決算の概要」として、また、毎月、会員銀行の主要勘定の動向を「地方銀行主要勘定」として取りまとめ、会員銀行に還元するとともに公表した。

(4) 会長記者会見

日銀金融記者クラブにおいて会長の定例記者会見を行った(2020年5月、6月、9月、11月、2021年1月、3月の合計6回。新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、2020年5月は書面開催、2021年1月、3月はWEB開催)。

2020年6月の会見においては、会長の所信表明を行った。

12. 共同事業・受託業務の円滑な運営

(1) 地銀協団体保険制度

「地銀協住宅ローン団体信用生命保険制度」において、2020年4月より、顧客負担軽減のため、職場検診・人間ドック検診結果の診断書への代用を可能とした。2020年7月より、引受緩和団信(健康上の理由で通常の査定基準では加入できない対象者向けに、査定基準を緩和し引受範囲を拡大した団信)を導入した。また、団信制度の規模維持・拡大への取組みとして、全行アンケート結果を踏まえ、独自がん団信から地銀協がん団信への契約移行の推進活動を生保会社と連携して実施した。

さらに、Bグループ保険制度について、2020年12月、加入促進ツールとしてグループ保険制度加入に関する説明動画を作成し、会員銀行に提供した。

「偽造・盗難キャッシュカード被害に係る団体保険制度」について、2020年10月、幹事損保会社より提示された同制度の手引きの改定案を事務専門委員会において了承し、2020保険年度(2020年12月から1年間)から適用した。

(2) 信用リスク情報統合サービス(CRITS)

2021年5月に予定しているCRITSシステムの更改に向け、システムベンダー2社(NTTデータ、電通国際情報サービス)とともに、システム設計、各種試験、移行リハーサル等をプロジェクト計画どおりに実施した。

リスク管理専門委員会・信用リスク管理部会において試験結果等を基に確認を行った結果、次期システムの稼働延期等に繋がるような重大な問題が残存している可能性は低いと判断したことから、理事会の承認を受け、当初予定どおり5月6日に次期CRITSのサービスを開始するべく準備を進めることとした。

また、前年に引き続き、2020年4月、日本政策金融公庫の地域金融機関CLO組成用にCRITSスコアリングモデルの有償提供を実施した。

このほか、CRITSの運用管理に関する定例事項として、全行データベース蓄積データの精度検証（四半期毎）、CRITSスコアリングモデルのパフォーマンス検証、CRITS所管部署および共同センターに対する情報セキュリティ監査等を実施した。

(3) ACS、MICS、統合ATM利用者組織

みんなの銀行との口座確認業務の提携実施（2021年5月予定）について、業務・事務専門委員会で審議し、了承した。

(4) でんさい地銀共同システム

でんさい地銀共同システムは、NTTデータが提供するでんさいネットへの接続サービスであり、会員銀行51行が利用している。利用銀行は、「でんさい地銀共同システム ユーザー会」を組織している。

2020年度は、ユーザー銀行の合併を踏まえたユーザー会運営規約の改正等を行った。

(5) 投信販売地銀共同センター

「投信販売地銀共同センター運営協議会」の定時総会（2020年6月）において、2019年度会計収支決算、2020年度検討事項、2020年度会計収支予算等を決定した。

なお、2020年度におけるBESTWAY/JJの稼働状況には、障害の発生など特段の問題はなかった。

Ⅱ 会 合

1. 総 会

第 7 1 回 定時会員総会（書面開催）

決議・報告があったものとみなされた日 2020 年 6 月 17 日

同意会員数 64 行（総数 64 行）

決議があったものとみなされた事項 下記の事項を付議、了承。

第 1 号議案 2019 年度収支計算書、貸借対照表、正味財産増減計算書の承認の件

第 2 号議案 役員を選任の件

報告があったものとみなされた事項 下記の事項を報告。

1. 2019 年度事業報告

2. 公益目的支出計画実施報告

第 1 7 5 回 臨時会員総会（書面開催）

決議があったものとみなされた日 2020 年 4 月 21 日

同意会員数 64 行（総数 64 行）

決議があったものとみなされた事項 下記の事項を付議、了承。

○理事 1 名の補欠選任の件

第 1 7 6 回 臨時会員総会（書面開催）

決議があったものとみなされた日 2020 年 7 月 15 日

同意会員数 64 行（総数 64 行）

決議があったものとみなされた事項 下記の事項を付議、了承。

○理事 2 名の補欠選任の件

第 1 7 7 回 臨時会員総会（WEB開催）

開 催 日 2020 年 10 月 14 日

場 所 地方銀行会館

出 席 数 63 行（総数 63 行）

決 議 事 項 下記の事項を付議、了承。

○三十三銀行の当協会への加入の件

第178回 臨時会員総会（WEB開催）

開催日 2021年3月17日
場所 地方銀行会館
出席数 62行（総数62行）
決議事項 下記の事項を付議、了承。

○2021年度収支予算書の承認の件

2. 理事会

4月臨時理事会（書面開催）

決議があったものとみなされた日 2020年4月13日
同意理事数 27名（総数27名）

決議があったものとみなされた事項 下記の事項を付議、了承。

○第175回臨時会員総会の実開催を取り止め、3月理事会で了承された次の議案について、会員全員の書面による同意を得ることにより、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第58条第1項の規定に基づく会員総会の決議があったものとみなす手続きを取ることとする。

・決議事項 議案 理事1名の補欠選任の件

4月理事会（書面開催）

決議・報告があったものとみなされた日 2020年4月21日
同意理事数 27名（総数27名）
決議があったものとみなされた事項 下記の事項を付議、了承。

○2020年度当協会役員改選手続き（案）

報告があったものとみなされた事項 下記の事項を報告。

1. 新型コロナウイルスの感染拡大への政府等の対応状況
2. オープンAPIを巡る動き
3. 当協会の規制改革要望を巡る動き
4. 全銀システムの付加価値向上等に向けた今後の検討

5 月理事会（書面開催）

決議・報告があったものとみなされた日 2020 年 5 月 26 日

同意理事数 28 名（総数 28 名）

決議があったものとみなされた事項 下記の事項を付議、了承。

○第 71 回定時会員総会の議案

<決議事項>

第 1 号議案 2019 年度収支計算書、貸借対照表、正味財産増減計算書の承認の件

第 2 号議案 役員の選任の件

<報告事項>

(1) 2019 年度事業報告

(2) 公益目的支出計画実施報告

報告があったものとみなされた事項 下記の事項を報告。

1. 新型コロナウイルスの感染拡大への政府等の対応状況
2. 公正取引委員会による「フィンテックを活用した金融サービスの向上に向けた競争政策上の課題」の公表
3. 全銀ネットにおける次世代の資金決済システムの検討
4. マネロン等対応の高度化に向けた検討状況

6 月臨時理事会（書面開催）

決議があったものとみなされた日 2020 年 6 月 10 日

同意理事数 28 名（総数 28 名）

決議があったものとみなされた事項 下記の事項を付議、了承。

1. 第 71 回定時会員総会の実開催を取り止め、5 月理事会で了承された次の議案については、会員全員の書面による同意を得ることにより、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 58 条第 1 項の規定に基づく会員総会の決議があったものとみなす手続きを取ることとする。

<決議事項>

第 1 号議案 2019 年度収支計算書、貸借対照表、正味財産増減計算書の承認の件

第 2 号議案 役員の選任の件

< 報告事項 >

(1) 2019 年度事業報告

(2) 公益目的支出計画実施報告

2. 決議事項「第 2 号議案 役員選任の件」については、新役員候補者名簿をもって、第 71 回定時会員総会にお諮りすることとする。

6 月理事会（書面開催）

決議・報告があったものとみなされた日 2020 年 6 月 16 日

同意理事数 28 名（総数 28 名）

決議があったものとみなされた事項 下記の事項を付議、了承。

1. 会長所信（案）

2. T C F D（気候関連財務情報開示タスクフォース）提言への賛同（案）

報告があったものとみなされた事項 下記の事項を報告。

1. 政府等における新型コロナウイルス感染症対策の状況

2. LIBOR 公表停止に向けた貸出分野の移行計画の検討状況

6 月臨時理事会（書面開催）

決議があったものとみなされた日 2020 年 6 月 17 日

同意理事数 28 名（総数 28 名）

決議があったものとみなされた事項 下記の事項を付議、了承。

1. 会長の選定

2. 副会長の選定

3. 専務理事、常務理事および常務理事以外の業務執行理事の選定

7 月理事会（書面開催）

決議があったものとみなされた日 2020 年 7 月 8 日

同意理事数 26 名（総数 26 名）

決議があったものとみなされた事項 下記の事項を付議、了承。

○次の議案について、会員全員の書面による同意を得ることにより、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 58 条第 1 項の規定に基づく会員総会の決

議があったものとみなす手続きを取ることとする。

- ・決議事項 議案 理事2名の補欠選任の件

9月理事会（WEB開催）

開催日 2020年9月15日

場所 地方銀行会館

出席理事数 26名（総数28名）

協議事項 下記の事項を付議、了承。

- 第177回臨時会員総会の議案（決議事項 議案 三十三銀行の当協会への加入の件）

報告事項 下記の事項を報告。

1. 銀行間手数料の見直しを巡る動き
2. 郵政民営化委員会への意見提出
3. 新型コロナウイルス感染症を踏まえた政策金融への対応
4. 「次世代資金決済システムに関する検討タスクフォース」の検討状況
5. 新型コロナウイルス感染症を踏まえた自然災害ガイドラインの特則の検討状況

10月理事会（WEB開催）

開催日 2020年10月13日

場所 地方銀行会館

出席理事数 28名（総数28名）

協議事項 下記の事項を付議、了承。

- 「地銀協月報」の廃刊（案）

報告事項 下記の事項を報告。

1. 研修事業の中期ビジョン～研修事業の高度化・効率化～の論点整理
2. 資金移動業者の決済サービスを通じた不正出金への対応を巡る動き
3. マイナンバーの預貯金口座付番を巡る動き
4. 銀行間手数料の見直しを巡る動き
5. 「次世代資金決済システムに関する検討タスクフォース」の検討状況
6. 金融審議会「銀行制度等ワーキング・グループ」の検討状況

11月理事会（WEB開催）

開催日 2020年11月17日

場所 地方銀行会館

出席理事数 27名（総数28名）

協議事項 下記の事項を付議、了承。

○2020年度の規制改革・行政改革要望（案）

報告事項 下記の事項を報告。

1. 金融審議会「銀行制度等ワーキング・グループ」の検討状況
2. 銀行間手数料の見直しを巡る動き
3. 資金移動業者の決済サービスを通じた不正出金への対応を巡る動き
4. 金融庁における包括担保法制等を含む融資・再生実務の検討状況
5. マイナンバーの預貯金口座付番等を巡る動き

11月臨時理事会（書面開催）

決議があったものとみなされた日 2020年11月27日

同意理事数 28名（総数28名）

決議があったものとみなされた事項 下記の事項を付議、了承。

○11月17日開催の理事会において了承された「2020年度の規制改革・行政改革要望」のうち、「23. 銀証間のファイアーウォール規制の緩和（オプトアウト方式の許容）」を「23. 銀証間の情報授受規制の撤廃」に修正のうえ、「2020年度の規制改革・行政改革要望」を内閣府に提出することとする。

12月理事会（WEB開催）

開催日 2020年12月15日

場所 地方銀行会館

出席理事数 28名（総数28名）

協議事項 下記の事項を付議、了承。

1. 当協会次期会長の内定（案）
2. 寄付金要請への対応（案）
3. 研修事業の中期ビジョン～研修事業の高度化・効率化～（案）

報告事項 下記の事項を報告。

1. 2021年度例会等日程
2. 金融審議会「銀行制度等ワーキング・グループ」の検討状況
3. 税・公金収納の効率化・電子化を巡る動き
4. 小口決済インフラ（ことらプロジェクト）の検討状況
5. 個信センターの次期システム開発に係る費用負担方法の見直し
6. でんさいネットの第3次システム移行に伴う追加開発等の検討状況

1月理事会（WEB開催）

開催日 2021年1月12日

場所 地方銀行会館

出席理事数 28名（総数28名）

協議事項 下記の事項を付議、了承。

1. 2021年度研修事業計画（案）
2. ゆうちょ銀行の新規業務認可申請への対応（案）

報告事項 下記の事項を報告。

1. 銀行間手数料の見直しを巡る動き
2. マネロン等対応の高度化に向けた検討状況
3. 金融庁における包括担保法制等を含む融資・再生実務の検討状況
4. 資金移動業者の決済サービスを通じた不正出金への対応を巡る動き
5. 金融庁における「書面・押印・対面手続の見直しに向けた論点整理」の取りまとめ
6. 「次世代資金決済システムに関する検討タスクフォース」報告書の取りまとめ

2月理事会（WEB開催）

開催日 2021年2月16日

場所 地方銀行会館

出席理事数 28名（総数28名）

協議事項 下記の事項を付議、了承。

1. 第178回臨時会員総会の議案（決議事項 議案 2021年度収支予算書の承認の件）

2. 2021 年度事業計画（案）
3. 2021 年度発行政府保証債の引受け等に関する申合せ（案）

報告事項 下記の事項を報告。

1. 協会運営の中期ビジョン～協会運営の高度化・効率化～の論点整理（その1）
2. デジタルマネーによる資金移動業者への貸金支払いを巡る動き
3. 預金保険料率を巡る動き
4. 全銀ネットにおける内国為替制度運営費の検討状況
5. 税・公金収納の効率化・電子化を巡る動き
6. LIBOR 公表停止に向けた動向

3 月理事会（WEB 開催）

開催日 2021 年 3 月 16 日

場所 地方銀行会館

出席理事数 28 名（総数 28 名）

協議事項 下記の事項を付議、了承。

1. 2021 年度預金保険料率(案)への対応（案）
2. 内国為替制度運営費(案)への対応（案）

報告事項 下記の事項を報告。

1. 協会運営の中期ビジョン～協会運営の高度化・効率化～の論点整理（その2）
2. 税・公金収納の効率化・電子化を巡る動き
3. 手形・小切手機能の「全面的な電子化」に向けた取組強化の動き
4. 全銀協における銀行システムの安定稼働と障害発生時の顧客対応に係る申し合わせ
5. 業務上の諸課題
 - (1) 資金移動業者の決済サービスを通じた不正出金への対応を巡る動き
 - (2) マイナンバーの預貯金口座付番等を巡る動き

3. 監事会

5月15日（書面開催）

8月18日（書面開催）

4. 例 会

第 821 回	4 月 15 日 (書面開催)
第 822 回	5 月 20 日 (書面開催)
第 823 回	6 月 17 日 (書面開催)
第 824 回	9 月 16 日 (WEB開催)
第 825 回	10 月 14 日 (WEB開催)
第 826 回	11 月 18 日 (WEB開催)
第 827 回	12 月 16 日 (WEB開催)
第 828 回	1 月 13 日 (WEB開催)
第 829 回	2 月 17 日 (WEB開催)
第 830 回	3 月 17 日 (WEB開催)

5. 委員会

§ 諮問会議

6 月 25 日、書面により議長の互選を行った。以降は理事会に取り上げられる案件について書面で意見を聴した。

§ 基本問題調査会

2020 年度は、「地方銀行とデジタルイゼーション」を取りあげて検討を行った。

これは、幅広い産業分野で、デジタルイゼーションにより、商品・サービスの高付加価値化や業務の効率化を図る動きが進みつつあることや、新型コロナウイルス感染対策により、非対面・非接触が重要視されていることを背景に、地方銀行としても、デジタル化を通じたビジネスモデルの変革（デジタルトランスフォーメーション（DX））への手掛かりとしていく視点が重要との問題意識から取りあげたものである。

2021 年 6 月の取りまとめに向け、2020 年 9 月より検討を開始し、わが国の金融機関のデジタルイゼーションの現状評価、DX の目線と進め方、諸外国（北欧、中国等）の動向、中央銀行デジタル通貨（CBDC）、政府のデジタル戦略等について、外部有識者からの講演聴取を行っている。

§ 研修事業委員会

協会運営の高度化・効率化プロジェクトチーム（2020 年 7 月設置）が作成した「研修事業の中期ビジョン～研修事業の高度化・効率化～」および 2021 年度の研修事業

計画案等について審議を行った。

§ 財務委員会

2021年度予算編成方針および同収支予算書案について審議を行った。

§ 一般委員会

例会・理事会等に取りあげられる案件について審議を行った。

また、その他当面の諸課題についても、検討、協議を行った。

§ 監査委員会

監事会において決定した「監事監査」実施計画に基づき、事務局が行った自主監査結果について、その適否を検証した。

§ 財務委員会準備会

財務委員会での審議を効率的に進めるため、同委員会の開催に先立ち、協会の2021年度予算編成方針および同収支予算書案について審議を行った。

§ 企画専門委員会

新型コロナウイルス感染症への対応、地銀界の規制改革要望事項、金融審議会「銀行制度等ワーキング・グループ」の検討状況を踏まえた地銀界への影響と対応、銀行間手数料の見直し、SDGs／ESGやTCFD提言への取組み、郵政民営化の進捗状況についての総合的な検証やゆうちょ銀行の新規業務認可申請への対応、デジタルマネーによる資金移動業者への貸金支払いを巡る動きへの対応など、地方銀行の経営上の諸課題について検討を行った。

また、委員からの希望に基づき、「ウィズコロナ対応、テレワーク、ペーパーレス化への取組み」をテーマに、情報交換を行った(2020年12月)。

§ 業務専門委員会

政府等における新型コロナウイルス感染症対策、税・公金収納の効率化・電子化、資金移動業者の決済サービスを通じた不正出金への対応、預貯金口座へのマイナンバーの付番、LIBOR公表停止に向けた対応、みんなの銀行等からの口座確認業務提携に係る対応等について検討を行った。

§ 事務専門委員会

マネロン等対応の高度化に向けた対応、税・公金収納の効率化・電子化、マイナンバーの預貯金口座付番、資金移動業者の決済サービスを通じた不正出金への対応、次世代資金決済システムに関する検討タスクフォースへの対応、手形・小切手機能

の全面的な電子化および電子交換所の設立、銀行間手数料の見直し、金融業界における書面・押印・対面手続の見直し、みんなの銀行等からの口座確認業務提携に係る対応等について検討を行った。

§ 市場専門委員会

2021年度の政府保証債（10年債）の募集・引受け等に関する申合せについて検討を行った。また、地方銀行における有価証券運用・ストレステストの高度化について有識者より講演を聴取した。

このほか、LIBOR公表停止に備えた対応、店頭デリバティブ取引に係る規制への対応、「時価の算定に関する会計基準」への対応など、市場部門に関連する諸課題について検討を行った。

§ リスク管理専門委員会

リスク管理高度化に係る事項、CRITSシステム更改に係る事項、CRITS運営管理事項（CRITS運営細則の改訂、CRITS活用の外部連携、登録データおよびスコアリングモデルの精度検証等）に関する検討を行った。

§ 地銀協保険制度検討専門委員会

地銀協団体信用生命保険制度に関する有効な制度改善提案に係る各生命保険会社へのシェア配分に関する検討を行った。また、団信制度の規模維持・拡大に向けた独自がん団信から地銀協がん団信への契約移行の推進、グループ保険制度の被保険者範囲の拡大（銀行持株会社の子会社を被保険団体に追加）に関する規約改定について検討を行った。

§ 人事研修専門委員会

研修事業部会等での検討を踏まえ、2021年度の研修事業計画案について検討を行ったほか、人材育成上の課題について意見交換を行った。

§ 企画部会

§ 経理部会

§ 広報・SDGs部会

§ 法人業務部会

§ 個人業務部会

§ 公務・地方創生部会

§ 融資部会

§ 法務コンプライアンス部会

§ I T ・ 決 済 関 連 業 務 部 会

§ 内 為 ・ 事 務 管 理 部 会

§ 事 務 シ ス テ ム 部 会

§ 市 場 部 会

§ 信 用 リ ス ク 管 理 部 会

§ 研 修 事 業 部 会

6 . 懇 談 会

§ 頭 取 懇 談 会

新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえ中止。

§ 賀 詞 交 換 会

新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえ中止。

§ 日 本 銀 行 と の 意 見 交 換 会

11月18日（WEB開催） 2月17日（WEB開催）

§ 金 融 庁 と の 意 見 交 換 会

4月16日（書面開催） 5月21日（書面開催） 6月18日（書面開催）

9月16日（WEB開催） 10月14日（WEB開催） 11月18日（WEB開催）

12月16日（WEB開催） 1月13日（WEB開催） 2月17日（WEB開催）

3月17日（WEB開催）

§ 会 長 記 者 会 見

5月20日（書面開催） 6月17日 9月16日 11月18日

1月13日（WEB開催） 3月17日（WEB開催）

7 . 挨拶（例会席上）

9月16日 大矢会長より、「令和2年7月豪雨」の被害に対してお見舞いの挨拶があった。

4月以降の代表者交代に伴い、荘内銀行 上野会長、東邦銀行 北村会長、足利銀行 松下会長、スルガ銀行 有国会長、清水銀行 豊島会長、山陰合同銀行 石丸会長、伊予銀行 大塚会長、宮崎銀行 平野会長より挨拶があった。

2月17日 大矢会長より、「福島県沖地震」の被害に対してお見舞いの挨拶があった。

七十七銀行 小林頭取、東邦銀行 佐藤頭取より、会員各行から寄せられたお見舞い等に対し、お礼の挨拶があった。

Ⅲ 例会議題

〈4月例会〉

1. 2020年度当協会役員改選手続き
2. 新型コロナウイルスの感染拡大への政府等の対応状況
3. オープンAPIを巡る動き
4. 当協会の規制改革要望を巡る動き
5. 十八銀行・親和銀行の合併に伴う協力依頼
6. 各種審議会等の審議状況

〈5月例会〉

1. 新型コロナウイルスの感染拡大への政府等の対応状況
2. 公正取引委員会による「フィンテックを活用した金融サービスの向上に向けた競争政策上の課題」の公表
3. 全銀ネットにおける次世代の資金決済システムの検討
4. マネロン等対応の高度化に向けた検討状況
5. 各種審議会等の審議状況

〈6月例会〉

1. 会長所信
2. TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）提言への賛同
3. 政府等における新型コロナウイルス感染症対策の状況
4. 銀行間手数料の見直しを巡る動き
5. LIBOR公表停止に向けた貸出分野の移行計画の検討状況
6. 第四銀行・北越銀行の合併に伴う協力依頼
7. 各種審議会等の審議状況

〈9月例会〉

1. 銀行間手数料の見直しを巡る動き
2. 郵政民営化委員会への意見提出

3. 新型コロナウイルス感染症を踏まえた政策金融への対応
4. 「次世代資金決済システムに関する検討タスクフォース」の検討状況
5. 新型コロナウイルス感染症を踏まえた自然災害ガイドラインの特則の検討状況
6. 各種審議会等の審議状況

〈10月例会〉

1. 「地銀協月報」の廃刊
2. 研修事業の中期ビジョン～研修事業の高度化・効率化～の論点整理
3. 資金移動業者の決済サービスを通じた不正出金への対応を巡る動き
4. マイナンバーの預貯金口座付番を巡る動き
5. 銀行間手数料の見直しを巡る動き
6. 「次世代資金決済システムに関する検討タスクフォース」の検討状況
7. 金融審議会「銀行制度等ワーキング・グループ」の検討状況
8. 各種審議会等の審議状況

〈11月例会〉

1. 2020年度の規制改革・行政改革要望
2. 金融審議会「銀行制度等ワーキング・グループ」の検討状況
3. 銀行間手数料の見直しを巡る動き
4. 資金移動業者の決済サービスを通じた不正出金への対応を巡る動き
5. 金融庁における包括担保法制等を含む融資・再生実務の検討状況
6. マイナンバーの預貯金口座付番等を巡る動き
7. 各種審議会等の審議状況

〈12月例会〉

1. 当協会次期会長の内定
2. 研修事業の中期ビジョン～研修事業の高度化・効率化～
3. 2021年度例会等日程
4. 金融審議会「銀行制度等ワーキング・グループ」の検討状況
5. 税・公金収納の効率化・電子化を巡る動き

6. 小口決済インフラ（ことらプロジェクト）の検討状況
7. 個信センターの次期システム開発に係る費用負担方法の見直し
8. でんさいネットの第3次システム移行に伴う追加開発等の検討状況
9. 各種審議会等の審議状況

〈1月例会〉

1. 2021年度研修事業計画
2. ゆうちょ銀行の新規業務認可申請への対応
3. 銀行間手数料の見直しを巡る動き
4. マネロン等対応の高度化に向けた検討状況
5. 金融庁における包括担保法制等を含む融資・再生実務の検討状況
6. 資金移動業者の決済サービスを通じた不正出金への対応を巡る動き
7. 金融庁における「書面・押印・対面手続の見直しに向けた論点整理」の取りまとめ
8. 「次世代資金決済システムに関する検討タスクフォース」報告書の取りまとめ
9. 各種審議会等の審議状況

〈2月例会〉

1. 2021年度事業計画
2. 2021年度発行政府保証債の引受け等に関する申合せ
3. 協会運営の中期ビジョン～協会運営の高度化・効率化～の論点整理（その1）
4. デジタルマネーによる資金移動業者への貸金支払いを巡る動き
5. 預金保険料率を巡る動き
6. 全銀ネットにおける内国為替制度運営費の検討状況
7. 税・公金収納の効率化・電子化を巡る動き
8. LIBOR公表停止に向けた動向
9. 各種審議会等の審議状況

〈3月例会〉

1. 2021年度預金保険料率(案)への対応
2. 内国為替制度運営費(案)への対応
3. 協会運営の中期ビジョン～協会運営の高度化・効率化～の論点整理(その2)
4. 税・公金収納の効率化・電子化を巡る動き
5. 手形・小切手機能の「全面的な電子化」に向けた取組強化の動き
6. 全銀協における銀行システムの安定稼働と障害発生時の顧客対応に係る申し合わせ
7. 業務上の諸課題
 - (1)資金移動業者の決済サービスを通じた不正出金への対応を巡る動き
 - (2)マイナンバーの預貯金口座付番等を巡る動き
8. 各種審議会等の審議状況

IV 要望決議事項

1. 地銀界からの意見（パブリックコメント等）

(1) 金融庁関係

A. 銀行持株会社の共通重複業務の拡充等に係る「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（案）」に対するコメント

2020年6月30日、金融庁より、銀行持株会社に集約できるグループ内の共通重複業務の拡充や、従属業務からの職業紹介事業の削除等を内容とする「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（案）」が公表され、パブリックコメントに付された。

これに対し、当協会は、共通重複業務のさらなる拡充を求めるコメントや、従属業務から職業紹介事業が削除されても銀行の子会社・兄弟会社で取り扱える業務の範囲に変更はない旨を確認するコメント等を、7月31日、金融庁へ提出した。

B. 有価証券報告書と事業報告の一体的開示に向けた銀行法施行規則別紙様式第9号の改正案に対するコメント

当協会の規制改革要望を踏まえ、2020年11月6日、金融庁より、有価証券報告書と事業報告の一体的開示に向けた銀行法施行規則別紙様式第9号の改正案が公表され、パブリックコメントに付された。

これに対し、当協会は、事業報告に記載する文言等について、有価証券報告書の記載に合わせる事が許容されるかを確認するコメントを、12月7日、金融庁へ提出した。

C. 「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」の一部改正（案）に対するコメント

2020年12月11日、金融庁より、これまで実施してきたモニタリングの中で把握した課題等を整理し、金融機関等のマネロン・テロ資金供与対策の更なる実効的な態勢整備等を図るため、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」の一部改正（案）が公表され、パブリックコメント

に付された。

これに対し、当協会は、ガイドライン改正趣旨の明確化や具体的な取組みの着眼点の提示を求める意見等を取りまとめ、1月22日、金融庁へ提出した。

(2) 日本銀行関係

○「日本円金利指標の適切な選択と利用等に関する市中協議（第2回）」に対するコメント

2020年8月7日、日本円金利指標に関する検討委員会（事務局：日本銀行）より、円LIBORを参照する貸出・債券のフォールバック時の具体的な取扱い等を整理した「日本円金利指標の適切な選択と利用等に関する市中協議（第2回）」が公表された。

これに対し、当協会は、市中協議の内容全般に賛同しつつ、貸出分野におけるフォールバックの方法について、市中協議文書で提案されている以外の方法を採用することを妨げない旨の明記を求めるコメント等を取りまとめ、9月29日、同検討委員会へ提出した。

(3) 郵政民営化委員会関係

A. 「郵政民営化に関する意見募集」に対するコメント

2020年7月31日、郵政民営化委員会より、郵政民営化の進捗状況の総合的な検証に関連した意見募集が行われた。これは、郵政民営化法第19条に基づく、3年毎の郵政民営化の進捗状況の総合的な検証で同委員会がとりまとめる意見の参考として国民の意見を募集するものである。

これに対し、当協会は、郵政民営化に関してこれまで主張してきた①公正な競争条件の確保、②適正な規模への縮小、③地域との共存、④利用者保護の4点を踏まえた地銀界の意見を取りまとめ、9月2日、郵政民営化委員会へ提出した。

B. 「ゆうちょ銀行の口座貸越による貸付業務に係る信用保証業務を行う子会社の保有及びゆうちょ銀行の個人向け貸付業務等に関する郵政民営化委員会の調査審議に向けた意見募集」に対するコメント

2020年12月25日、郵政民営化委員会より、ゆうちょ銀行の新規業務の認可

申請に係る意見募集が行われた。これは、12月23日、ゆうちょ銀行が、口座貸越による貸付業務に係る信用保証業務を行う子会社の保有および個人向け貸付業務等について、内閣総理大臣（金融庁長官）および総務大臣に対して認可申請を行ったことを受け、両大臣が郵政民営化委員会に対して意見を求め、郵政民営化委員会が意見を取りまとめるために行ったものである。

これに対し、当協会は、完全民営化に向けた具体的な道筋が明らかにされないまま、新規業務の認可申請が行われたことは誠に遺憾である旨のコメントを、1月15日、郵政民営化委員会へ提出した。

2. 公務関係要望事項等

(1) 税・公金の電子納付の推進

当協会は、7金融団体（全国銀行協会、信託協会、第二地方銀行協会、全国信用金庫協会、全国信用組合中央協会、全国労働金庫協会および農林中央金庫）との連名により、2020年8～9月、以下①～③の内容の要望書を政府および関係団体あて提出した。

①内閣情報通信政策監（政府CIO）による電子自治体の一層の推進支援

政府CIOに対し、税・公金に係る電子納付の推進に向けた一層の支援、マイナポータルを利用した地方税等の電子納付の早期実現について要望した。

②総務省、国税庁、厚生労働省における電子納付の推進等

総務省、地方税共同機構および地公体関係団体（全国知事会、全国市長会、全国町村会）に対し、地方税の電子納付等に係る取組みの推進、賦課税納付書の規格・様式の統一、QRコードの活用、電子納付の推進・周知強化、地方税収納等に係る経費負担の適正化等について要望した。

また、国税庁に対し、電子納税の推進・周知強化、電子申告・電子納税に関する地方税との連携、ダイレクト方式および預金口座振替に係る経費負担の適正化について要望したほか、厚生労働省に対し、労働保険料の電子申告・電子納付の推進、国民年金保険料等の電子納付の推進、電子納付の周知強化、口座振替に係る経費負担の適正化について要望した。

③警察庁における交通反則金に係る新たな納付方法の早期導入

警察庁に対し、ペイジーなど金融機関窓口以外の方法や、QRコードを活用

した方法など、交通反則金に係る新たな納付方法の導入について要望した。

(2) 地方税収納等の経費負担の見直し

2021年2月、全銀協は、税・公金収納の効率化・電子化を促進するため、その阻害要因との指摘もある地方税・公金の窓口収納に係るコスト・手数料について正会員を対象にアンケート調査を実施し、3月、その結果を「税・公金収納業務に関するコスト・手数料に係る調査結果報告書」として公表した。

これに対し、当協会は、7金融団体（全国銀行協会、信託協会、第二地方銀行協会、全国信用金庫協会、全国信用組合中央協会、全国労働金庫協会および農林中央金庫）の連名により、地方税等の収納や地公体が行う振込等の経費負担の見直しに向けた地公体の対応促進、地方税等の窓口収納業務の効率化・電子化の推進に関する要望書を、3月30日、総務省あて提出した。

3. 規制改革・行政改革要望

2020年11月、会員銀行を対象に実施したアンケートを踏まえ、以下の全41項目からなる地銀界の規制改革・行政改革要望を取りまとめ、内閣府へ提出した。

- ①銀行および銀行の子会社・兄弟会社の業務範囲規制の見直し
- ②従属業務を営む銀行の子会社・兄弟会社に対する収入依存度規制の撤廃または緩和
- ③不動産仲介業務の解禁
 - (a) 銀行または銀行の子会社・兄弟会社による不動産仲介業務の解禁
 - (b) 信託兼営金融機関による不動産仲介業務の解禁
- ④銀行業高度化等会社への出資に係る手続きの簡素化（認可から届出へ変更）【新規】
- ⑤銀行の特例子会社に関する規制緩和
- ⑥銀行持株会社が共通・重複業務を行う場合の手続きの簡素化（認可から届出へ変更）
- ⑦事業承継会社に関する5%・15%ルールの例外措置の緩和
 - (a) 銀行本体からの出資の許容【新規】
 - (b) 保有可能年数の延長【新規】
 - (c) 事業承継会社の非上場要件の撤廃【新規】
- ⑧投資専門子会社の投資「専門」要件の撤廃【新規】
- ⑨銀行グループによる人材派遣業務に係る規制緩和

- ⑩銀行の保有不動産の賃貸の柔軟化
- ⑪銀行持株会社による保有不動産の賃貸の解禁【新規】
- ⑫銀行がオペレーティングリースの媒介業務を営めることの明確化
- ⑬銀行が自行開発システムの販売・媒介業務を営めることの明確化
- ⑭税・公金の電子納付の推進
- ⑮個人番号（マイナンバー）の銀行業務・事務での活用【新規】
- ⑯報告・届出内容を各府省庁間や制度間で電子的に共有する仕組みの構築【新規】
- ⑰預金差押通知書の電子化による預貯金照会事務との一体的なデジタル化の実現【新規】
- ⑱外為法に基づく「支払又は支払の受領に関する報告書」の原則オンライン化【新規】
- ⑲税務署からの書面の口座振替依頼の電子化【新規】
- ⑳利子補給事業における申請書等への押印の廃止等【新規】
- ㉑銀行の保険窓販に係る弊害防止措置の廃止または緩和
- ㉒生命保険の募集に係る構成員契約規制の廃止
- ㉓銀証間の情報授受規制の撤廃【新規】
- ㉔成年後見人、保佐人、補助人および任意後見人による取引時確認義務の緩和
- ㉕税金・公金・公共料金の収納における銀行の記録保存義務の撤廃
- ㉖「簡素な顧客管理を行うことが許容される取引」である大学等に対する入学金・授業料等の支払いに該当する取引の拡充
- ㉗会社法上、取締役会に決定権限がある「支店その他の重要な組織の設置、変更及び廃止」の弾力化【新規】
- ㉘銀行の中間事業年度および連結の決算公告の廃止【新規】
- ㉙四半期開示の任意化
- ㉚地公体等に対する指定金融機関等の担保提供義務の廃止または緩和
- ㉛保険募集先における影響遮断および保険募集制限先の確認に係る口頭説明の許容【新規】
- ㉜選挙供託制度の見直し
- ㉝確定拠出年金運営管理機関に関する届出の一部廃止
- ㉞信託契約代理業を営む営業所・事務所の所在地変更届の廃止
- ㉟銀行営業所の臨時休業・業務再開に係る手続きの見直し【新規】

③⑥ 業務報告書等の廃止

③⑦ 金融庁検査・監督と日銀考査の連携強化【新規】

③⑧ 包括信用購入あっせん業者に作成が求められる「財産に関する調書」の見直し
(簡素化)

V 研 修

2020 年度研修事業は、新型コロナウイルス感染症拡大を受けて開催を中止したことなどにより、集合研修受講者数 418 名（前年度比 2,324 名減）、通信研修受講者数 11,134 名（同 2,284 名減）、コンプライアンス検定試験受験申込者数 2,143 名（同 875 名減）となった。

1. 研修事業の中期ビジョンの策定

2020 年 7 月より、「協会運営の高度化・効率化プロジェクトチーム（専務・常務級）」において、中長期的な研修事業のあり方等に関する検討を開始した。10 月の役員会において、研修事業のあり方に関する論点整理を報告のうえ、全行代表者あてに意見照会を実施した。その結果を踏まえ、P T が取りまとめた「研修事業の中期ビジョン～研修事業の高度化・効率化～」が 12 月の理事会で承認された。

2. 主な実施内容

(1) 講座・コースの新設等

A. 集合研修

- (a) A I ・デジタルイゼーションに取り組むことで、会員銀行の一層の業務効率化や顧客の利便性向上を支援するため、A I ・デジタル戦略部門の担当者を対象に、戦略立案能力の向上を目的とする「金融業務講座～A I デジタルイゼーション戦略～」を新設。
- (b) 新型コロナウイルス感染症拡大による影響で、「高齢顧客対応企画講座」、「人事マネジメント講座」といった新規講座を含む多くの講座が中止となる中、「経理人材育成講座」、「法改正実務対応講座」、「証券投資研究講座」等を W E B 会議システムによる研修やハイブリッド形式による研修（地方銀行研修所に来館して受講する方法と W E B 会議で受講する方法を併用）に切り替えて実施。
- (c) 動画配信形式の W E B 会議システムによる研修として、「アフターコロナの経営課題と業種別対応研究講座」、「地域金融機関のための人材紹介業参入概論」、「ウィズコロナを踏まえた事業承継対策研究講座」を新設。

B. 通信研修

- (a) 主任・係長の立場と役割を理解のうえ、リーダーシップ、フォロワーシップ、コミュニケーション等を習得し、次世代のリーダーを目指す通信講座「主任・係長パワーアップ・コース」を2020年5月に新規開講。
- (b) ハラスメントが起こる背景・職場環境などを簡潔にまとめ、ハラスメントを発生させないためのマネジメントの方法、自己の言動についての気づき等を解説する通信講座「ハラスメント対策実践コース」を2021年3月に新規開講。
- (c) 高齢者の支援保護の仕組みや認知症高齢者とのコミュニケーション技法を紹介し、営業店における高齢者とのトラブル事例を交えながら、高齢顧客への応対や地域金融機関に望まれる取組み等を分かりやすく学べる解説書「金融取引における認知症高齢者支援の手引」を2020年12月に発刊。

(2) 既存講座・コースの見直し

A. 集合研修

- (a) カリキュラムの内容や受講対象者が重複していた法人取引関連講座（3講座）を「法人取引基礎講座」と「法人取引実践講座」の2講座に整理・集約。
- (b) 個人取引関連講座について、講座内容をより端的に反映させるため、「個人取引・相談営業スキルアップ講座」と「個人取引・預かり資産営業講座」に名称変更。

B. 通信研修

2020年10月に「証券業務基礎コース」、2021年1月に「外国為替基礎コース」の添削課題の電子化（WEB確認テスト）を実施。

3. 講座・コース別の受講実績等

(1) 集合研修（第1表参照）

- A. 階層別研修は4講座を実施し、受講者数は62名と、前年度比1,007名減少（前年度は15講座1,069名）。
- B. 業務別研修は18講座を実施し、受講者数は356名と、前年度比1,317名減少（前年度は32講座1,673名）。

C. 研修所利用者数（延宿泊人数）は、716人と、前年度比9,116人減少（前年度は9,832人）。このうち、当協会主催講座受講者の利用者数は573人となり、前年度比8,287人減少（前年度は8,860人）。

(2) 通信研修（第2表参照）

A. 基礎コースは8コースを実施し、受講者数は3,704名と、前年度比460名減少（前年度は8コース4,164名）。

B. 階層別コースは11コース実施し、受講者数は4,153名と、前年度比1,282名減少（前年度は11コース5,435名）。

C. 業務別コースは17コース実施し、受講者数は3,277名と、542名減少（前年度は17コース3,819名）。

D. 解説書は13種類販売し、販売数11,119冊と、前年度比146冊増加（前年度は12種類10,973冊）。

(3) コンプライアンス検定試験（第2表参照）

A. 次長クラス検定試験の受験申込者数は33行955名（前年度比294名減少）。

B. 一般行員検定試験の受験申込者数は28行1,188名（前年度比581名減少）。

C. 更新審査および再審査は34行6,223名。

VI 共同事業・受託業務

1. ACS、MICSおよび統合ATM

地銀CD全国ネットサービス（ACS）の2020年度取扱実績は、支払件数・金額が1,592万件、9,031億円と、前年に比べて支払件数が13.1%、金額が7.4%の減少となった。また、全国キャッシュサービス（MICS）の2020年度取扱実績は、支払件数・金額が9,452万件、4兆7,017億円と、前年に比べて支払件数が18.1%、金額が13.6%の減少となった。

2. 地銀協団体保険制度等

当協会は、当協会を保険契約者とした各種の団体保険制度を運営している。

団体信用生命保険制度は、1991年4月より、「住宅ローン団信」および「事業者向団信」を、2006年7月より「3大疾病保障特約付住宅ローン団信」を、2014年10月より「ライフサポート団信」を、2017年4月より「がん保障特約付住宅ローン団信」を、2017年10月より「ダブルサポート団信」を、2020年7月より「引受緩和団信」を運営している。2021年3月末現在で、住宅ローン団信は、保険金29兆3,244億円（参加銀行は61行：前年同月比1兆7,889億円減）と、民間企業の団信としてわが国最大規模を維持している。また、事業者向団信は、保険金額5,230億円（参加銀行は59行：同323億円減）、3大疾病保障特約付住宅ローン団信は、保険金額1兆9,609億円（参加銀行は52行：同1,760億円増）、ライフサポート団信は、保険金額8,371億円（参加銀行は33行：同1,061億円増）、がん保障特約付住宅ローン団信は、保険金額2兆1,866億円（参加行は36行：同8,749億円増）、ダブルサポート団信は、保険金額1,023億円（参加行数は14行：同341億円増）、引受緩和団信は、保険金額1億円（参加行は4行）となっている。

また、1991年8月より、会員各行の役職員を対象とした「Bグループ保険」および「医療保障保険」を、2009年8月よりBグループ保険の特約として「三大疾病保険」を、2019年8月より「GLTD（団体長期障害所得補償保険）」を、2017年8月より医療保障保険の特約として「医療費支援（無配当団体医療保障保険）」を運営している。Bグループ保険は、2020年度（2020年8月更新時）の参加銀行が58行、配当率が38.5%、加入率が

40.3%と安定運営を維持している。医療保障保険は参加銀行が31行、配当率が48.1%であり、三大疾病保険は参加銀行が54行、GLTDは参加銀行が36行、医療費支援（無配当団体医療保障保険）は参加銀行が31行となっている。

住宅ローン等の債務者を対象とした損害保険商品としては、1999年7月より「債務返済支援保険」を、2013年7月より「8大疾病補償付債務返済支援保険」を運営している。債務返済支援保険は、2020保険年度の参加銀行が58行、保険料が年間（2020年4月～2021年3月）で7億6,594万円（前年度比2,647万円減）となっている。8大疾病補償付債務返済支援保険は、2020保険年度の参加銀行が16行、保険料が年間（2020年4月～2021年3月）で1億1,173万円（前年度比225万円増）となっている。

なお、2005年12月に取扱いを開始した「偽造・盗難キャッシュカード被害に係る団体保険制度」は39行が参加し、2008年7月より開始した同団体保険参加銀行を対象とする「個人インターネットバンキング不正使用に係る被害補償特約」は29行、2014年12月より開始した「法人インターネットバンキング不正使用に係る被害補償特約」は20行が参加している。また、2019年12月より開始したBank Payおよび銀行 Pay を対象とする「アプリ型即時引落決済サービス不正使用に係る被害補償特約（Bank Pay 等特約）」は7行が参加している。2019保険年度（2019年12月～2020年12月）の払込保険料は約8.6億円（前年度比約1億8,500万円増）となっている。

3. 信用リスク情報統合サービス（CRITS）

全行データベースにおける2020年10月～12月基準データの登録実績は下表のとおり。必須登録対象である人格区分「会社法上の会社（金融業を除く）」において、債務者数が約73万5千件（前年同期比4.3%増）、与信総額が約104兆5千億円（前年同期比8.1%増）となった。また、オプションである与信ポートフォリオ分析ソフト（みずほ第一フィナンシャルテクノロジーのCreditGauge）の採用銀行数（2021年3月末時点）は61行となっている。

人格区分	登録銀行数	債務者数	与信総額
会社法上の会社	64行	736,329件	107,966,023百万円
うち金融業を除く	64行	734,531件	104,519,831百万円

個人事業主	64 行	301,254 件	9,291,386 百万円
国・地公体	64 行	3,478 件	27,123,314 百万円
その他法人	64 行	46,440 件	11,741,192 百万円
外国法人	36 行	1,324 件	2,620,661 百万円

4. 投信販売地銀共同センター

投信販売地銀共同センター（野村総合研究所が提供する投信口座管理システム）は、会員銀行 49 行が利用しており、ユーザー会として「投信販売地銀共同センター運営協議会」を組織している。

2020 年度は、定時総会（同年 6 月）において、2019 年度会計収支決算、2020 年度検討事項、2020 年度会計収支予算等を決定した。

なお、2020 年度における BESTWAY/JJ の稼動状況には、障害の発生など特段の問題はなかった。

5. でんさい地銀共同システム（DENTRANS）

でんさい地銀共同システム（DENTRANS）は、NTTデータが提供するでんさいネットへの接続サービスであり、会員銀行 51 行が利用している。利用銀行は、「でんさい地銀共同システム ユーザー会」（以下、ユーザー会）を組織している。

2020 年度は、ユーザー銀行の合併を踏まえたユーザー会運営規約の改正等を行った。